

(平成22年9月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 195 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 174 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 101 件

国民年金関係 44 件

厚生年金関係 57 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年11月から15年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月から15年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した領収証書を所持しており、還付を受けた記憶は無い。平成15年3月については、保険料を納付後に厚生年金保険に加入したことに気付いたが、その前の期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、無資格期間とされている申立期間の国民年金保険料を平成14年12月20日に2か月分、15年2月4日に1か月分及び同年3月13日に2か月分納付した領収証書を所持している。申立人は、申立期間直前の14年10月の約1か月間、厚生年金保険適用事業所に勤務しており、離職後再加入手続をせずに、当該事業所就職前の14年度当初に送付された納付書を使用して上記の期間の保険料を納付したことから、無資格期間となった申立期間について保険料を納付した状態が生じたものである。

その後の申立人に対する加入勧奨及び納付された保険料の過誤納等の処理については、オンライン記録により、平成14年11月1日に申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、15年1月に初回の加入勧奨が行われ、未適用者一覧表（最終）が作成された16年8月24日時点でも未加入であったことが確認でき、また、オンライン記録、国民年金過誤納保険料還付決定通知書及び還付金時効消滅整理決議書により、上記の納付された保険料については、無資格期間納付のため、上記納付日の数日後に還付決議が行われ、その後還付請求権の消滅時効により、17年1月、3月及び4月に還付金時効消滅整理決議が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立期間のうち、申立人が再就職した平成15年3月より前の14年11月から15年2月までの期間は、本来国民年金の強制被保険者となる期間であり、申

立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後、再加入手続はしていないが、当該期間について保険料の納付義務があると認識して納期限内に保険料を納付し、現在まで領収証書を保管してきており、当該期間の保険料を納付した事実が認められ、還付金時効消滅整理により還付は受けていないこと、行政側が、当該期間が本来国民年金の強制被保険者となる期間であり、かつ、保険料が納付済みであることを十分確認せずに、その後の加入勧奨や還付金時効消滅整理の事務処理を形式的に行ったと考えられることなどから、当該期間の保険料は納付していたものとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 14 年 11 月から 15 年 2 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 3 月については、当該期間は厚生年金保険加入期間であり、当該期間の納付済保険料の還付請求をしていない申立人の還付請求権は時効により消滅したものとするのが自然であることから、還付についての記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
私の母は、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間後は学生となったので免除申請したが、母が私の保険料を未納のままにするはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回のみであり、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する領収証書から、申立期間の直前の期間の保険料は納期限内に納付されていることが確認できる上、申立期間について、申立人の保険料と一緒に納付していたとする母親の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月

私は、申立期間の国民年金保険料が還付されたことになっていることをずっと後になって知った。還付されたとする時期には海外に在住しており、保険料の還付を受けていない。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 3 月 4 日に納付していることが申立人の所持する領収証書から確認でき、その後、申立人は、夫の海外転勤に伴い、同年 3 月 13 日に被保険者資格の喪失手続きを行っていることがオンライン記録から確認できる。当該納付済みの申立期間の保険料については、資格喪失したことにより、同年 3 月 30 日に還付決議された旨が特殊台帳に記載されており、還付整理簿にも、同日に還付決議され、同年 4 月 16 日に還付金支払が行われた旨の記載が認められる。

しかしながら、申立人が所持するパスポートの出入国記録から、申立人は昭和 60 年 3 月 27 日に出国し、63 年 3 月 24 日に帰国していることが確認でき、申立人は上記還付決議及び還付金支払時に、国内に居住しておらず、還付金請求書（様式）を受け取っていないと考えられること、オンライン記録に申立期間の過誤納の記録がないこと（オンライン化は 59 年 8 月から実施されている。）など、還付金の支払を疑わせる事実が認められる。

以上のとおり、現に申立期間の保険料を納付した事実が認められ、また、還付金の支払いを疑わせる事実が認められることから、当該保険料は、長期間国庫歳入金として取り扱われていたものと推認され、制度上被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年7月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年7月まで

私は、夫が亡くなった翌年の昭和47年に転居し、国民年金の住所変更手続と昭和47年度の国民年金保険料納付のために区役所に行った際、区職員から免除申請できると勧められ、免除の申請を行った。その後、毎年、免除承認通知書が送られてきていたが、58年に突然訪ねて来た区職員から、「このままでは将来受給できる年金額が少なくなるので、過去の免除期間の保険料を納めた方がよい。」と言われ、過去10年分の免除期間の保険料をさかのぼって納付した。しかし、年金の受給手続をしたとき、さかのぼって納付した期間より前の免除期間が未加入期間に変更されていることを知った。申立期間が国民年金に未加入で保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金保険料免除申請承認通知書並びに特殊台帳により、申立人は、昭和44年12月に国民年金の強制加入被保険者として管理され、申立期間を含む昭和47年度から57年度までの期間については、国民年金保険料が免除されていたことが確認できる。また、申立人の所持する預金通帳の取引記録から、申立人が過去10年分の保険料をさかのぼって納付したとする昭和58年の9月の欄に「ホケンリョウ」の文字と金額が印字されており、その金額は、オンライン記録で納付済みとなっている申立期間直後の48年8月から58年3月までの約10年間の保険料額と一致することから、申立人は58年9月に過去10年間の免除期間の保険料を追納したものと推認できる。
- 2 さらに、申立人が居住している区の記録によると、昭和58年度に資格取得及び資格喪失の記録訂正を行った旨の記載があり、昭和59年5月現在の国民年金の納付状況等を示す年度別納付状況リストによると、申立期間は国民年金の未加入期間とされ

ていることから、申立人が58年9月に過去10年間の保険料を追納して間もなく、行政側において申立人が、制度上、申立期間については強制加入とならない者であったことに気づき、保険料が唯一納付されていなかった申立期間のみ、その被保険者資格を取り消し、免除期間から未加入期間に記録訂正したものと考えられる。

- 3 本来、申立人は、国民年金加入時は夫が厚生年金保険被保険者であり、夫が昭和46年10月に死亡した後は、厚生年金保険の遺族年金の受給権者であるので、加入当初から任意加入被保険者として管理すべきであったところ、強制加入被保険者として管理されていたために申立期間は免除承認されたものである。
- 4 しかしながら、任意加入とした後において、一部期間の追納を任意加入期間の納付済期間として認めたり、納付されていなかった期間の資格を取り消すといった一連の処理には、一貫性が無いばかりか、申立人は、申立期間が未加入期間となることを行政側から知らされた憶えは無く、平成14年に年金記録を確認するまで当該事実を認識していなかったと主張しており、申立期間に係る国民年金保険料免除申請承認通知書を現在まで大切に所持していたことを踏まえると、昭和58年当時、行政側から申立人に対し適切な説明がなされ、申立人が申立期間を未加入期間となったと認識していたとは到底考え難い。
- 5 このため、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、20年以上の長期間にわたり醸成されてきたものであり、申立期間が、保険料の免除を行うことが制度的に可能な強制加入期間でなくなったことを理由として、保険料の申請免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。
- 6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から同年 9 月まで
私は、昭和 42 年 9 月に国民年金に任意加入し、60 歳まで国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間の 1 回であり、申立人は、昭和 42 年 9 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が、申立期間当時に保険料を納付していたとする区出張所は、当時開設されており、保険料の収納業務を取扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に保険料を納付することが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年4月まで
私は、就職した平成9年に会社から支給された賞与で、学生時代に納付できなかった申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。その納付については姉も知っており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月から9年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成9年の賞与支給時期の夏期及び12月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であり、申立人が納付したと説明する金額は、当該期間の保険料を過年度納付した場合の金額とおおむね一致する。また、申立人は、当時居住していた区を管轄する社会保険事務所（当時）が勤務先と同じ下車駅にあったため、当該社会保険事務所で保険料を納付したと具体的に記憶しており、当時、社会保険事務所で過年度保険料を納付することが可能であった上、申立期間当時に申立人と同居していたとする申立人の姉は、申立人から「学生時代の保険料をさかのぼって納付したので、保険料はすべて納めている。」と聞いたことがあると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち平成9年4月については、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする時点では、当該期間は現年度であり、現年度保険料は社会保険事務所で収納することができない上、申立人は、社会保険事務所以外の場所で当該期間の保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年9月まで

私は、昭和38年8月に会社を退職してから数年後、区役所から国民年金の加入勧奨の連絡をもらったため国民年金に加入した。以後は、定期的に国民年金保険料を未納のないように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は18か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和44年2月に払い出されていることから、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間である上、申立人は、区の集金人に印紙検認により保険料を納付していたと具体的に説明しており、当該納付方法は、申立人が当時居住していた区において、申立期間のうち昭和45年3月まで実施されていた保険料の徴収方法与合致する。

さらに、当該区では昭和54年3月まで区の専任徴収員が配置されており、申立人は申立期間前後を通じて住所に変更が無いことから集金人は申立期間中も訪れていたものと考えられる上、当時同居していた母親は申立期間の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 4 月まで
私は、平成 14 年 1 月に会社を退職後、失業手当をもらっている間、国民年金に再加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、平成 14 年 1 月に会社を退職した後、国民年金及び国民健康保険の加入手続を同時に区役所の出張所で行ったと説明しており、国民健康保険の加入手続は適正に行われていることが確認できること、納付書により納付したとする金額は申立期間の保険料額と一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は未加入期間とされているが、ハローワークの受給記録により、申立人の雇用保険の基本手当日額が被扶養者となる基準額を超えており、第3号被保険者資格を得られないことが確認でき、申立人が失業手当（雇用保険給付）を受給している旨を出張所で説明し、加入手続を行ったとする説明内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月及び 55 年 1 月
② 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 53 年 11 月に国民年金に任意加入してから 55 年 2 月に海外に転居するまでの国民年金保険料を納付しており、海外に転居後の 55 年 2 月分及び同年 3 月分の保険料は父親が納付しており、申立期間の領収書を所持している。申立期間が国民年金に未加入及び適用除外とされ保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料を昭和 55 年 1 月 28 日に、申立期間②の保険料を同年 3 月 29 日に納付した国民年金保険料領収書を所持しているが、当該納付済保険料について、社会保険事務所（当時）は、申立期間①は昭和 54 年 12 月 31 日に資格喪失後の未加入期間であること、申立期間②は申立人が国内に居住しておらず国民年金の被保険者となり得ない期間であることを理由として、平成 20 年 5 月 28 日に還付決議をしている。

しかしながら、申立人が所持するパスポートにより、申立人は昭和 55 年 2 月 2 日に出国していることが確認でき、54 年 12 月 31 日に資格喪失手続きをしたとすれば、その後の保険料を上記のとおり 55 年 1 月 28 日に納付しているのは不自然であり、申立人が所持する国民年金手帳にも資格喪失日は 55 年 4 月 1 日とされていること、申立期間の保険料は納付されている事実が認められ、当該保険料については還付された記録が無く、28 年間以上国庫歳入金として扱われていることから、申立期間は保険料納付済期間とすべきである。

上記のとおり、制度上、国民年金の未加入期間及び被保険者となり得ない期間であることを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反するなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間及び57年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から同年3月まで
② 昭和57年10月から59年9月まで

父は、私が20歳になった昭和57年*月に、私の将来を心配して私の国民年金の加入手続きを行い、59年4月まで国民年金保険料を納付してくれていた。同年5月に一人暮らしを始めてからは自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和57年5月ごろ時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間直後の57年4月から同年9月までの保険料は納付済みである上、申立人は、申立人の父親から、年金手帳を渡された際、「これまでの保険料は納付済みだ。」と言われたと説明している。

また、申立期間②のうち、昭和57年10月から59年3月までの期間については、申立人の手帳記号番号の払出し時点から現年度納付することが可能である上、当該期間において住所変更は無いことから、当該期間に係る納付書は発行されていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうち、昭和59年4月から同年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は59年5月に転居した後の国民年金の住所変更手続き及び保険料の納付時期についての記憶が曖昧であり、申立期間直後の59年10月から同年12月までの保険料は、時効直前の62年1月にさかのぼって納付されているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの期間及び昭和57年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月

私は、会社を退職して2か月ほど経った平成9年10月ごろ、区役所から、会社の退職月が厚生年金保険の加入期間となっておらず国民年金に加入する必要がある旨の文書が届いたので、最寄りの出張所で相談し、その場で退職月の1か月だけ国民年金に加入し、納付書により国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年10月ごろ、住所地の最寄りの区役所出張所において、出張所職員から厚生年金保険被保険者資格を同年8月31日に喪失している場合、同年8月は国民年金加入期間となる旨の説明を受け、同日に当該出張所で国民年金第1号被保険者の資格取得手続きを行い、同年8月分の国民年金保険料を納付書により納付するとともに、当該出張所職員から加入手続後における記録管理及び年金手帳への記録記載に関する説明を受けたと、当時の状況について具体的に記憶している上、当該出張所では、当時、国民年金の加入手続及び保険料収納の事務を取り扱っていたことが確認できる。

また、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人及びその妻は、申立人が妻の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の手続並びに保険料納付を行ったと説明しているところ、オンライン記録によると、妻に係る申立期間前後の国民年金第1号・第3号被保険者資格の取得及び喪失の記録は、申立期間直後の平成9年9月に入力されており、申立期間の保険料が10年3月に現年度納付されていることが確認できるなど、申立内容の信憑性は極めて高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年11月まで

私の妻は、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶がある。妻の保険料が納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和36年4月から38年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は49年12月ごろに夫婦連番で払い出されており、48年4月からの国民年金保険料の納付開始以降、夫婦の保険料の納付済期間、未納期間及び申請免除期間は、ほぼ同一となっていること、申立人の妻は、第3回特例納付において、54年7月に国民年金の受給資格期間を満たすために必要となる6か月分の保険料を特例納付した上で、55年6月に更に24か月分の保険料を特例納付していることが附則4条リストにより確認できること、妻が第3回特例納付で納付したとする保険料の金額は、上記の6か月分の保険料額及び夫婦二人分各24か月分の保険料額を合わせた金額におおむね一致することなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和38年4月から41年11月までの期間については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻が納付していたとする保険料の金額では、当該期間の保険料をも納付することはできないなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで
私は、夫が退職したときに、国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 5 か月と短期間であり、申立人は申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 8 月に払い出され、オンライン記録によれば、申立期間は 62 年 1 月 13 日に未加入期間から未納期間に記録訂正され同月 19 日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人は当該納付書を受け取っていたと考えられること、申立人の夫は申立期間の自身の保険料を 61 年 10 月に過年度納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 51 年 3 月まで
② 昭和 51 年 8 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、母から、昭和 59 年か 60 年ごろ役所の人が自宅に来て、私の国民年金の未納分の国民年金保険料を納付するように催促され、まとめて保険料を納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該記号番号に近接する番号の任意加入者の加入時期から、昭和 60 年 6 月ごろに払い出されたと考えられ、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間の前後の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。また、申立人の手帳記号番号払出時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 1 月まで
私は、昭和 47 年 11 月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間中の昭和 60 年 8 月に転居しているが、転居前の市の被保険者名簿により、住所変更手続を適切に行っていることが確認でき、申立期間の前後の期間の保険料は現年度納付されているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和49年4月に国民年金に任意加入して第3号被保険者になるまで、国民年金保険料を納付していた。申立期間が保険料の未納期間及び国民年金の未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人は、昭和56年度から申立期間直前の59年度までの各年度の保険料を前納していることが確認でき、申立人がこれに引き続く申立期間の保険料を納付しなかったとは考えにくいなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私は、昭和40年4月12日に申立期間の保険料を一括納付したときに印紙検認を受けた国民年金手帳を所持している。40年以上経過した今になって、申立期間が国民年金の未加入期間であるとして保険料を還付されることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和40年4月12日に納付したことを示す印紙検認印が押された国民年金手帳を所持しており、当該国民年金手帳には36年12月13日に任意加入した後、40年4月1日に任意加入被保険者資格を喪失した旨が記載されている。

社会保険事務所（当時）は、申立期間が未加入期間であることを理由に、平成21年11月に申立期間の保険料相当額の還付を決議しているが、申立人が任意加入被保険者資格を昭和40年4月1日に喪失する合理的な理由は見当たらない上、同年4月1日に資格喪失とされながら、申立人はその後の同年4月12日に申立期間の保険料を一括納付していることが確認できる上、当該保険料については平成21年11月に還付決議されるまで還付処理されていないなど、納付記録に不自然な点が認められる。

また、当該保険料相当額が平成21年11月に還付決議されているが、申立人は還付請求書を提出しておらず、当該保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が申立期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、申立期間の被保険者資格と保険料納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 53 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 53 年 7 月

私は、昭和 48 年 7 月に会社を退職後、市役所で国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を納付していた。53 年 8 月の日本出国の際には、国民年金の資格喪失手続を行い、保険料は出国の 2、3 日前に納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月及び 1 か月とそれぞれ短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間①直前の昭和 52 年 10 月から同年 12 月までの保険料を現年度納付し、申立期間①と②の間の 53 年 4 月から 6 月までの保険料を納付しており、海外の貿易駐在員ビザを 53 年 6 月に取得し、その後国民年金の資格喪失手続を同年 8 月 25 日に行い、8 月 28 日に出国していることが確認できるほか、申立期間の保険料は出国の 2、3 日前に金融機関で納付したと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から47年3月まで
私の夫は、結婚後の昭和46年4月ごろに私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は14か月の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和46年4月ごろに払い出されており、当該時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立人の保険料と一緒に納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例期間とされていたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで
私は、市役所から国民年金に加入するように案内がきて、国民年金の加入手続をし、役所の職員に勧められて学生納付特例の申請をした。申立期間が学生納付特例期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた市では、申立期間は強制加入期間であり、学生納付特例の申請がない場合には納付書を送付したはずであると説明しており、申立人は、申立期間の納付書が自宅に届いていた記憶が無く、届いていたとすれば両親と相談をし、その時点で学生納付特例の申請をしたと思うと具体的に説明している。

また、学生納付特例は年度ごとに申請手続が必要であるが、申立人の平成13年1月から14年3月までの期間については、申立人が居住していた市が管理する市町村名簿では13年2月13日に申請しているのに対し、オンライン記録では、13年1月から同年3月までの期間については同年2月13日、同年4月から14年3月までの期間については13年5月9日の二度にわたり申請しており、関係機関の対応が相違していることが確認できるなど、申立期間に関する記録管理が不十分であった状況がみられるなど、申立人が申立期間の学生納付特例の申請を行ったとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間は学生納付特例期間であったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年6月まで
私の母は、申立期間当時、父、母、私の国民年金保険料を一緒に納めていた。母の申立期間の保険料が納付済みとなっているので、私の保険料も納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間の1回のみであり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の保険料を一緒に納付していたとする母親及び父親も申立期間の自身の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額を平成15年7月5日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、同年12月5日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、16年7月5日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、同年12月1日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、18年7月5日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、同年12月5日は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	
	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月5日
③ 平成16年7月5日
④ 平成16年12月1日
⑤ 平成18年7月5日
⑥ 平成18年12月5日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び支給控除一覧表により、申立人は、平成15年7月5日、同年12月5日、16年7月5日、同年12月1日、18年7月5日及び同年12月5日に、同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、上記賃金台帳及び支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 7 月 5 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、同年 12 月 5 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、16 年 7 月 5 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、同年 12 月 1 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、18 年 7 月 5 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、同年 12 月 5 日は<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11562	男		昭和48年生		平成15年7月5日	15万円
					平成15年12月5日	20万円
					平成16年7月5日	22万円
					平成16年12月1日	23万円
					平成18年7月5日	25万円
					平成18年12月5日	24万3,000円
11563	男		昭和35年生		平成15年7月5日	37万8,000円
					平成15年12月5日	40万円
					平成16年7月5日	41万円
					平成16年12月1日	41万円
					平成18年7月5日	42万円
					平成18年12月5日	40万9,000円
11564	男		昭和35年生		平成15年7月5日	88万8,000円
					平成15年12月5日	88万8,000円
					平成16年7月5日	88万8,000円
					平成16年12月1日	88万8,000円
					平成18年7月5日	90万円
					平成18年12月5日	87万8,000円
11565	男		昭和47年生		平成15年7月5日	30万円
					平成15年12月5日	33万円
					平成16年7月5日	35万円
					平成16年12月1日	36万円
					平成18年7月5日	38万円
					平成18年12月5日	37万円
11566	男		昭和39年生		平成15年7月5日	38万4,000円
					平成15年12月5日	40万円
					平成16年7月5日	40万円
					平成16年12月1日	40万円
					平成18年7月5日	42万円
					平成18年12月5日	40万9,000円
11567	男		昭和52年生		平成15年7月5日	20万円
					平成15年12月5日	25万円
					平成16年7月5日	30万円
					平成16年12月1日	32万円
					平成18年7月5日	35万円
					平成18年12月5日	34万1,000円
11568	男		昭和44年生		平成15年7月5日	53万8,000円
					平成15年12月5日	56万円
					平成16年7月5日	56万円
					平成16年12月1日	56万円
					平成18年7月5日	58万円
					平成18年12月5日	56万5,000円
11569	男		昭和42年生		平成15年7月5日	68万円
					平成15年12月5日	73万5,000円
					平成16年7月5日	73万5,000円
					平成16年12月1日	73万5,000円
					平成18年7月5日	75万円
					平成18年12月5日	73万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11570	男		昭和40年生		平成15年7月5日	58万8,000円
					平成15年12月5日	60万円
					平成16年7月5日	60万円
					平成16年12月1日	60万円
					平成18年7月5日	62万円
					平成18年12月5日	60万5,000円
11571	男		昭和44年生		平成18年7月5日	17万円
					平成18年12月5日	19万5,000円
11572	男		昭和44年生		平成15年7月5日	73万5,000円
					平成15年12月5日	73万5,000円
					平成16年7月5日	73万5,000円
					平成16年12月1日	73万5,000円
					平成18年7月5日	75万円
					平成18年12月5日	73万1,000円
11573	男		昭和45年生		平成15年7月5日	38万3,000円
					平成15年12月5日	40万円
					平成16年7月5日	40万円
					平成16年12月1日	40万円
					平成18年7月5日	42万円
					平成18年12月5日	40万9,000円
11574	男		昭和43年生		平成15年7月5日	73万5,000円
					平成15年12月5日	73万5,000円
					平成16年7月5日	73万5,000円
					平成16年12月1日	73万5,000円
					平成18年7月5日	75万円
					平成18年12月5日	73万1,000円
11575	男		昭和27年生		平成15年7月5日	42万5,000円
					平成15年12月5日	44万円
					平成16年7月5日	45万円
					平成16年12月1日	45万円
					平成18年7月5日	46万円
					平成18年12月5日	44万8,000円
11576	男		昭和40年生		平成15年7月5日	84万4,000円
					平成15年12月5日	84万4,000円
					平成16年7月5日	84万4,000円
					平成16年12月1日	84万5,000円
					平成18年7月5日	86万円
					平成18年12月5日	83万9,000円
11577	男		昭和40年生		平成15年7月5日	31万円
					平成15年12月5日	33万円
					平成16年7月5日	35万円
					平成16年12月1日	36万円
					平成18年7月5日	38万円
					平成18年12月5日	37万円
11578	男		昭和45年生		平成18年7月5日	17万円
					平成18年12月5日	19万5,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11579	男		昭和18年生		平成15年7月5日	70万円
					平成15年12月5日	40万円
					平成16年7月5日	40万円
					平成16年12月1日	40万円
					平成18年7月5日	40万円
					平成18年12月5日	39万円
11580	男		昭和31年生		平成15年7月5日	85万2,000円
					平成15年12月5日	85万2,000円
					平成16年7月5日	85万2,000円
					平成16年12月1日	85万2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和20年6月15日に、資格喪失日に係る記録を21年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年6月15日まで
② 昭和20年6月15日から21年4月1日まで
③ 昭和21年4月1日から24年4月17日まで

60歳になり、年金受給の手続をしたときに、A社の記録が無いと言われ、平成21年になって年金記録が見つかったが、申立期間①及び③について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、受給したことは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

また、申立期間②については、引き続きA社に勤務していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、B社からの回答文書及び複数の同僚の供述から申立人が当該期間も同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社の担当者は、正社員で厚生年金保険料を控除されていない者の存在について「多分それはない。」と回答している上、上記同僚は、「申立人は当該期間についても勤務形態に変更は無く、引き続き正社員として一緒に勤務していた。」と供述しており、当該同僚は、厚生年金保険の記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から提出された、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届には、昭和20年6月15日に資格喪失した旨の記載が確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から21年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①及び③の脱退手当金については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されている上、申立人の申立期間③に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間③の事業所を退職後、昭和58年2月まで厚生年金保険の加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月7日から35年9月13日まで
平成21年5月に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和35年12月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 7 日から同年 11 月 1 日までの期間及び 21 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 20 年 9 月 7 日に、資格喪失日に係る記録を 21 年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 20 年 9 月及び同年 10 月は 200 円、21 年 3 月は 200 円、同年 4 月から同年 10 月までは 600 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 21 年 11 月 1 日から 23 年 12 月 24 日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社（後に、C 社）における資格取得日に係る記録を 21 年 11 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年 11 月から 23 年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 11 月までは 8,100 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 7 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 21 年 3 月 1 日から 23 年 12 月 24 日まで

A 社に勤務していた申立期間①及び同社から出向して関連会社である B 社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A 社から提出された経歴証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 20 年 9 月 7 日に D 社から A 社本社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
- 2 申立期間②のうち、昭和 21 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、A

社から提出された経歴証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同年11月1日に同社本社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和21年4月19日であり、申立期間②のうち同年3月1日から同年4月18日までは適用事業所となっていない。このことについて、A社は、「何らかの理由で申立人はB社へ異動となり、本来、同社で厚生年金保険料を控除し、納付すべきところ、そうならなかった。」と回答しているが、C社の清算人は、「当時の状況から、通常出向の場合は本人の出向元が賃金を支払っていたと思われる。」と回答している。

また、申立人は昭和21年3月からA社とB社を兼務していたと主張している。

以上のことから、申立期間②のうち、昭和21年3月1日から同年11月1日までの期間について、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたものとするのが相当である。

さらに、申立期間②のうち、昭和21年11月1日から23年12月24日までの期間について、A社から提出された経歴証明書から判断すると、申立人がB社に継続して勤務し（21年11月1日にA社本社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

- 3 申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年11月の社会保険事務所（当時）の記録から200円、申立期間②のうち、21年3月から同年10月までの期間に係る同社における標準報酬月額については、申立人の同社における同年2月の社会保険事務所の記録から同年3月は200円、同年4月から同年10月までは600円、申立期間②のうち、同年11月から23年11月までの期間に係るB社における標準報酬月額については、当該期間前後の社会保険事務所の記録から21年11月から23年7月までは600円、同年8月から同年11月までは8,100円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①及び②のうち、A社に係る昭和21年3月1日から同年11月1日までの期間について、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、B社に係る昭和21年11月1日から23年12月24日までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、同社の清算人は、不明としているが、申立人が21年11月1日に同社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき2回の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの場合においても社会保険事務所が

申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主が昭和 23 年 12 月 24 日を申立人のB社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 21 年 11 月から 23 年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月2日から26年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続的に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社本社及び同社C支店に継続して勤務し（昭和25年4月2日にA社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和26年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であることが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月1日から63年3月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、26万円から7万6,000円に大幅に減額されている。減額理由に全く心当たりが無いので、減額前の26万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（昭和63年3月31日）の後の昭和63年5月2日付けで、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初記録されていた26万円から7万6,000円にさかのぼって減額訂正が行われたことが確認できる。

このことから判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 19 年 6 月 22 日の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成 19 年 6 月 22 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賞与計算書」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「賞与計算書」において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11593	男		昭和42年生		平成19年6月22日	119万7,000円
11594	男		昭和23年生		平成19年6月22日	150万円
11595	男		昭和27年生		平成19年6月22日	138万3,000円
11596	男		昭和24年生		平成19年6月22日	139万6,000円
11597	女		昭和25年生		平成19年6月22日	116万8,000円
11598	男		昭和22年生		平成19年6月22日	138万3,000円
11599	男		昭和25年生		平成19年6月22日	150万円
11600	男		昭和24年生		平成19年6月22日	146万円
11601	男		昭和24年生		平成19年6月22日	146万3,000円
11602	男		昭和22年生		平成19年6月22日	137万8,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年4月5日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和27年3月1日から同年4月5日まで

A社B支店で勤務した申立期間①及び同社同支店から同社C支店に転勤した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたので、両期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録、A社の回答及び同社B支店における同僚の供述等から判断すると、申立人が当該期間に同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、派遣先のDからA社B支店に異動したとしているところ、同社の人事担当者は、当時の資料は無いものの、同社の社員が派遣先から戻ったのであれば、戻った月から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料の控除もあったと思うと供述している。

さらに、A社B支店において当該期間に厚生年金保険の加入記録がある従業員の一人は、入社月から厚生年金保険に加入していたと供述している。

加えて、A社の回答書及び経歴を記した申立人の手帳の記載から、申立人は、派遣先

のDにおける厚生年金保険の被保険者期間中である昭和 25 年 3 月 1 日には、同社B支店に入社していることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 25 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の記録、A社の回答、同社の人事担当者の供述及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和 27 年 4 月 5 日に同社B支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 27 年 2 月の社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金の記録と相違しており、また、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人はA社に昭和46年2月28日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和53年5月*日に解散し、当時の事業主は死亡していることから不明であるが、事業主が資格喪失日を46年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、A社は、B厚生年金基金が設立された昭和44年4月1日から同基金に加入しており、申立人の標準報酬月額について、同基金の加入員台帳では、同年4月から同年9月まで2万6,000円と記録されているが、同社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の43年10月から44年9月までの標準報酬月額が2万2,000円と記録されていることが確認できる。

このことについて、A社が加入しているC健康保険組合は、「当時の届出書類の書式について、現物は残っていないため、資料を提供することはできないが、当時より在籍している職員の話によると、原則、健康保険組合、社会保険事務所及び厚生年金基金の1セットの届出書で、複写式ではなくカーボン用紙を使用する様式のものであったと記憶している。」と回答している。

しかし、申立人は、雇用保険の記録では、昭和46年2月28日にA社を退職していること、また、同社に係る上記事業所別被保険者名簿では、同年3月1日に被保険者資格を喪失している記録が確認できるが、B厚生年金基金の加入員台帳では、同年4月1日に加入員資格を喪失している記録が確認できることから、当時、上記の回答のように健康保険組合、社会保険事務所及び厚生年金基金に必ずしも同じ1セットの届出がされていたとは考え難い。

また、前述のとおり、A社は、昭和53年5月*日に解散し、事業主は既に死亡しており、当該期間における申立人に係る厚生年金保険料について、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料より高額な保険料が控除されていたことを確認することができない。

さらに、B厚生年金基金については、「当該期間当時の資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について不明。」と回答していることから、申立期間①の保険料控除について、確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成19年7月1日とされ、同日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を同年7月及び同年8月は15万円、同年9月は14万2,000円、同年10月は17万円、同年11月は14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かり同社に相談した。同社は、年金事務所に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されない記録となっているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された給料台帳により、申立人がA社に平成19年7月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料台帳において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成 19 年 7 月及び同年 8 月は 15 万円、同年 9 月は 14 万 2,000 円、同年 10 月は 17 万円、同年 11 月は 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年 11 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の回答により、申立人が同社に平成元年 10 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における平成元年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、「保険料の納付については不明である。」と述べているものの、事業主が資格喪失日を平成元年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年 10 月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月30日から同年4月24日までの期間においては、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月30日から10年5月21日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務していた平成7年1月30日から10年5月21日までの期間について、給与支給額の平均額が28万円以上であったにもかかわらず、標準報酬月額が15万円となっていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年1月30日から同年4月24日までの期間においては、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時決定により30万円と記録されていたところ、同年4月24日付けで同年1月30日にさかのぼって15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外で平成7年1月途中から同年3月までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月以降も在籍した従業員は19人いるが、そのうち13人においては、申立人同様、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日にさかのぼって15万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、当時の社会保険及び給与事務担当であった従業員は、「経営コンサルタント（商業登記簿謄本によるとA社の監査役）の指示で、会社の負担する社会保険料を軽減させるため、平成7年4月付けで役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げることになった。同年4月付けで随時改定できない従業員（申立人及び当該担当者を含む。）については、資格取得日にさかのぼって標準報酬月額を訂正することになった。」と供述し、このことはオンライン記録からも確認できる。

また、当該担当者は「当該従業員については、当初は、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額は、還付又は翌月以降の保険料に充当されることは無かった。」とし、申立人と同様標準報酬月額を資格取得

日にさかのぼって減額訂正された複数の従業員は、「標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の当該減額訂正により、差額保険料の返還又は翌月以降の保険料に充当するといった説明を会社から受けた記憶は無い。当時の会社の経営状況は悪くなかったが、平成7年1月末に社長が替わったことで、会社の雰囲気が悪くなり、会社の経営に不信を抱くようになった。」旨、各々供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においては、申立人の給与から標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上記社会保険及び給与事務担当であった従業員の供述から、事業主が標準報酬月額^{（標準報酬月額）}の遡及減額訂正に係る届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成7年4月24日から10年5月21日までの期間においては、オンライン記録から、7年4月当時に在籍していた70人中57人の標準報酬月額が、同年4月から15万円となっていることが確認できる。

しかし、A社の社会保険に係る手続を担当していた社会保険労務士は、「同社から賃金台帳の提出を受け、それに基づき標準報酬月額変更届等を提出したのみで、厚生年金保険料の控除については分からない。」としており、上記社会保険及び給与事務担当であった従業員は、「経営コンサルタントの指示で、同社の社会保険料納付額軽減のため、標準報酬月額の引下げを行った。」としている。

また、A社は当時の資料を保管しておらず、元代表者に対する照会については返答が無いため、当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和52年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月16日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間に工場間の異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の従業員台帳、雇用保険の加入記録及びB企業年金基金の加入記録から、申立人は申立期間について、同社に継続して勤務し（昭和52年10月16日にA社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和52年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているものの、B企業年金基金が保管している申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」によると、当該資格取得日は昭和52年11月1日と確認できる上、B社は、当時は社会保険事務所とB企業年金基金に提出する届書は複写式の様式であったとしていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時の給与明細を写したメモ及び源泉徴収票の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、平成10年12月28日付けで、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定を取り消し、8年12月1日の随時改定、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定が、それぞれ9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者記録がある16人の従業員についても、申立人と同様、平成10年12月28日付けで標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の当時の経理担当者は、「当時、当社は社会保険料の滞納があり、社長が何度か社会保険事務所に行っていた。」旨供述しているところ、同社に係る社会保険料滞納処分票の記録から、申立期間当時、同社は社会保険料の滞納があったことが確認できる。

加えて、申立人から提出された申立期間に係る給与明細を写したメモ及び源泉徴収票の写しから、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、平成10年12月28日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は

事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所において、8年12月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月26日から同年4月1日まで

A社にアルバイトとして勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務しており、また、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書等を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、B社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳、申立人が記憶していたA社の当時の上司の供述により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人については、オンライン記録及び健康保険組合の記録における資格喪失日がいずれも平成17年3月26日となっており、社会保険事務所（当時）及び健康保険組合の双方が誤って同日を資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所に対して、同日を申立人の厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成12年7月16日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成12年7月16日）及び資格取得日（平成12年10月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成17年6月1日から18年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成17年6月1日）及び資格取得日（平成18年1月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、17年6月は11万8,000円、同年7月は26万円、同年8月から同年11月までの期間は24万円、同年12月は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間のうち、平成12年7月16日から同年10月1日までの期間及び17年6月1日から18年1月1日までの期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立期間のうち、平成17年6月20日及び同年12月20日に係る申立人の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、同年6月20日は23万6,000円、同年12月20日は38万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成12年7月16日から同年10月1日まで
② 平成17年6月1日から18年1月1日まで
③ 平成17年6月20日
④ 平成17年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①ないし④については、オンライン記録では、当初、育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間となっていたが、実際は、育児休業が終了して既に同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与及び賞与から控除されていた。その後、同社は、社会保険事務所（当時）に対して、育児休業取得者終了届を提出したが、当該届出は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後であった。その結果、当該期間は保険料免除期間でなくなったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出のあった申立人に係る「社員情報リスト」及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間に同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人及びA社は、共に、申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる給与明細書、賃金台帳等を保管していないとしているものの、オンライン記録では、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく申立人に係る平成11年10月の標準報酬月額の定時決定（22万円）が、同年8月31日に処理されていることが確認できるところ、同社は、「当時、当社では、社会保険事務所に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記定時決定の記録や、オンライン記録における当該期間の前後の期間に係る申立人の標準報酬月額の記録（共に22万円）等から判断すると、22万円とすることが妥当である。

次に、申立期間②については、A社から提出のあった申立人の当該期間に係る賃金台帳及び申立人に係る「社員情報リスト」並びに事業主の回答により、申立人が当該期間に同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立

人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間②に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から、平成17年6月は11万8,000円、同年7月は26万円、同年8月から同年11月までの期間は24万円、同年12月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間①及び②に係る届出を誤ったことを認めており、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

申立期間③及び④については、オンライン記録では、厚生年金保険被保険者賞与支払届に基づく申立人に係る平成17年6月20日及び同年12月20日の標準賞与額の決定(23万6,000円及び38万2,000円)が、それぞれ同年6月23日及び同年12月21日に処理されていることが確認できることから、A社では、「当時、当社では、社会保険事務所に届け出た標準賞与額に基づく厚生年金保険料を申立人の賞与から控除していた。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成17年6月20日及び同年12月20日にA社から賞与の支払を受け、同年6月20日は23万6,000円、同年12月20日は38万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る上記賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、平成13年10月1日から14年7月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、同社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成13年10月1日）及び資格取得日（平成14年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、13年10月は12万6,000円、同年11月及び同年12月は19万円、14年1月は24万円、同年2月は18万円、同年3月は15万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間については、オンライン記録では、当初、育児休業期間中の厚生年金保険料免除期間となっていたが、実際は、育児休業が終了して既に同社に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていた。その後、同社は、社会保険事務所（当時）に対して、育児休業取得者終了届を提出したが、当該届出は、申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に行われた。その結果、申立期間は保険料免除期間でなくなったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳及び申立人に係る「社員情報リスト」並びに事業主の回答により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から、平成13年10月は12万6,000円、同年11月及び同年12月は19万円、14年1月は24万円、同年2月は18万円、同年3月は15万円、同年4月は20万円、同年5月及び同年6月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間に係る届出を誤ったことを認めており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月31日から46年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、自己都合により昭和45年12月末日をもって退職する旨を同社に伝え、実際に同年12月末日をもって退職したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人に係る「履歴簿」及び「退職手当計算明細」において、申立人の退職年月日が、共に昭和45年12月31日と記載されていることから判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険法第14条において、資格喪失のときは、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、本来、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、上記退職日の翌日である昭和46年1月1日となるべきところ、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録では、45年12月31日となっていることが確認できる上、同社から提出のあった厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険事務所（当時）に対して、同日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できる。

しかし、上記「履歴簿」及び「退職手当計算明細」により、当時、A社では、申立人の退職日を昭和45年12月31日と認識していたことが認められることや、同社が同日を休業日であったと認めていることから判断すると、当時、同社において、申立人の資格喪失に係る事務手続に誤りがあったものと考えられる。

また、A社では、当時、同社において厚生年金保険料の給与からの控除は当月控除方式であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年11月の社会保険事務所の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記のとおり、事業主が昭和45年12月31日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、平成4年10月から5年9月までの申立期間について8万円と記録されている。

一方、A社から提出のあった申立期間に係る「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」その他の関連資料により、同社が加入していたB厚生年金基金（当時）における申立人の申立期間に係る標準給与が53万円であることが確認できる。

また、A社では、申立期間当時、同社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者報酬月額（加入員給与月額）に係る届出においては、複写式の届出様式を使用していたと回答しており、B厚生年金基金の当時の担当者も同様の供述を行っている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）を事業主が社会保険事務所に届け出たことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社における資格取得日は昭和 56 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 29 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から同年 7 月 29 日まで

A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社本社に継続して勤務しており、また、厚生年金基金の加入記録はあるので、同社本社において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る「従業員名簿（退職者）」及び事業主の回答から判断すると、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日から申立期間を含め、平成 3 年 12 月 20 日までの期間、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社が加入している企業年金基金から提出のあった申立人に係る「加入員台帳」及び申立人から提出のあった「経歴一覧」（同企業年金基金が作成）により、申立人の同社本社における厚生年金基金の加入員資格取得日が昭和 56 年 6 月 1 日、資格喪失日が同年 6 月 29 日であることが確認できる。

さらに、A社本社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人と氏名、生年月日及び厚生年金保険手帳記号番号が一致する、オンライン記録に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和 56 年 6 月 1 日、資格喪失日は同年 7 月 29 日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は申立人の記録であると判断することができ、したがって申立人がA社本社において、昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所（当時）に対してそれぞれ行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の未統合の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和30年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年1月31日から同年2月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の退職者名簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（A社B出張所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の異動日に関する供述から、A社本社における資格取得日を昭和30年1月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和30年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和36年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年1月16日から同年9月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社C支店の経理事務担当者の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和36年1月16日にA社C支店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和36年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主に確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和36年9月15日を同社B店における厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年11月から17年7月までは30万円に、同年8月は44万円に、同年9月は41万円に、同年10月から18年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から同年11月1日まで
② 平成16年11月1日から18年9月1日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①について加入記録が無いことが分かった。また、申立期間②については、標準報酬月額が、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合った標準報酬月額になっていないことが分かった。当時の給与明細書を提出するので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が保管していた給与明細書により、申立人は、A社に平成16年9月1日から勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及

び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れず確認できないが、社会保険事務所（当時）におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が平成16年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人が保管していた当該期間に係る給与明細書（平成17年12月を除く。）により、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成17年12月については、給与明細書は無いが、前後の期間において同額の厚生年金保険料が控除されていることから、同月においても引き続き同額の保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、特例法に基づき、給与明細書における保険料控除額から、平成16年11月から17年7月までは30万円に、同年8月は44万円に、同年9月は41万円に、同年10月から18年8月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主とは連絡が取れず確認できないが、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたって一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を平成19年7月17日は<標準賞与額> (別添一覧表参照)、同年12月10日は<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年7月17日
② 平成19年12月10日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は当該賞与について、社会保険事務所(当時)に届出を行っていなかった。同社は、平成22年3月に誤りに気付き、年金事務所に当該賞与に係る届出を行ない、当該記録の訂正は行われたものの、時効により厚生年金保険の給付額に反映されていないので、反映されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書(控)及び賞与支給明細書により、申立人は、平成19年7月17日及び同年12月10日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準賞与額については、給料支払明細書（控）の賞与支給総額から＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）、申立期間②に係る標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給総額から＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与の届出を社会保険事務所に提出していなかったこと、また、当該保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
11637	女		昭和52年生		25万円
					30万円
11638	男		昭和55年生		26万円
					30万円

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の異動履歴、雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録等から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和44年4月1日、資格喪失日が同年6月1日とされ、当該期間のうち、同年5月1日から同年6月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社本社における資格喪失日を同年6月1日とし、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かり、同社に相談した。同社は、社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間となっている。そのため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の異動履歴、雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録等から、申立人が同社に継続して勤務し(昭和44年6月1日に同社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和44年4月の社会保険事務所の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年11月から4年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与より低く記録されている。申立期間の標準報酬月額を実際の給与に見合うよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月10日より後の同年12月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、3年11月から4年9月までは50万円、同年10月から5年9月までは47万円と記録されていたものが、さかのぼって8万円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間に同社の取締役であることが確認できるが、同社の事業主は、申立人は本店支配人であるが、社会保険の手続きには関与することはなかったとしており、また、申立人は、自身は現場回りが仕事で、社会保険の事務手続きには関与していないとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までは50万円に、同年10月から5年9月までは47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 15 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 1 月 1 日から 14 年 12 月 30 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与と比較して低くなっている。夫が同社の代表取締役であったが、自身は社会保険の届出手続に関与していなかったため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 14 年 12 月 30 日より後の 15 年 2 月 4 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、15 万円と記録されていたものが、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、上記^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A 社の事業主は、申立人は、社会保険の届出事務には関与しておらず、自分がやっていたと思うとしており、申立人も、同社では従業員として勤務し、販売と販売に関する経理を担当したが、社会保険の届出事務には関与していなかったとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 15 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年11月1日）及び資格取得日（5年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には海外派遣出向し、同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において昭和62年4月1日に資格を取得し、平成4年11月1日に資格を喪失後、5年4月1日に同社において再度資格を取得しており、4年11月1日から5年4月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった在籍証明書により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された『委嘱書』により、申立人は平成3年3月2日から5年3月1日までの間、B協会の嘱託職員として、在C国D国大使館が行う事務に従事するため、海外に派遣され出向していたことが確認できる。

さらに、A社は、海外に派遣された出向者に係る厚生年金保険の取扱いについて、「B協会とは、当社において雇用保険及び社会保険に継続加入させる旨の協定を取り交わしており、その間の保険料については、当社が一時立替払し、派遣出向終了後に各人から徴収しており、申立人については、申立期間の厚生年金保険料を徴収したはずである。」と供述している。

加えて、A社の回答から、同社における在職者で、申立人と同様にB協会へ嘱託職員

として海外に派遣され出向した複数の従業員が確認できるところ、オンライン記録では、当該従業員のすべてが出向期間も同社において厚生年金保険に継続加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年10月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年11月1日）及び資格取得日（5年5月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から5年5月16日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には海外派遣出向し、同社に在籍していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の被保険者記録は、A社において平成2年3月16日に資格を取得し、4年11月1日に資格を喪失後、5年5月16日に同社において再度資格を取得しており、4年11月1日から5年5月16日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった退職証明書により、申立人が申立期間に同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社から提出された『委嘱書』により、申立人は平成4年3月13日から6年4月12日までの期間において、B協会の嘱託職員として、在D国E国大使館が行う事務に従事するため、海外に派遣され出向していたことが確認できる。

さらに、A社は、海外に派遣された出向者に係る厚生年金保険の取扱いについて、「B協会とは、当社において雇用保険及び社会保険に継続加入させる旨の協定を取り交わしており、その間の保険料については、当社が一時立替払し、派遣出向終了後に各人から徴収しており、申立人については、申立期間の厚生年金保険料を徴収したはずである。」と供述している。

加えて、A社の回答から、同社における在職者で、申立人と同様にB協会へ嘱託職員

として海外に派遣され出向した複数の従業員が確認できるところ、オンライン記録では、当該従業員のすべてが出向期間も同社において厚生年金保険に継続加入していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年4月1日から同年5月1日まで
② 平成14年3月1日から18年6月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の加入記録が無く、また、申立期間②について、ねんきん定期便による納付額と給与から控除されていた厚生年金保険料が相違している。保険料控除が確認できる給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人が当該期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、資格取得日に係る届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 12 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、28 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和61年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月30日から同年7月1日まで

A社C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の賃金台帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び労働者名簿により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和61年7月1日にA社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された労働者名簿から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年11月1日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C営業所における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11653	男		昭和35年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	68万2,000円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	65万円
11654	男		昭和37年生		平成16年7月9日	65万円
					平成16年12月10日	65万2,000円
					平成17年7月8日	65万円
					平成17年12月9日	63万円
11655	女		昭和41年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	38万9,000円
					平成17年7月8日	38万円
					平成17年12月9日	40万円
11656	男		昭和22年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	55万円
11657	男		昭和41年生		平成16年7月9日	63万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	58万円
					平成17年12月9日	56万円
11658	男		昭和44年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	55万円
11659	男		昭和42年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	48万円
					平成17年12月9日	49万円
11660	男		昭和46年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	45万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11661	男		昭和37年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	68万2,000円
					平成17年7月8日	58万円
					平成17年12月9日	60万円
11662	男		昭和45年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	56万5,000円
					平成17年7月8日	58万円
					平成17年12月9日	57万円
11663	男		昭和47年生		平成16年7月9日	59万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
11664	男		昭和47年生		平成16年7月9日	65万円
					平成16年12月10日	73万円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	60万円
11665	男		昭和47年生		平成16年7月9日	67万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	57万円
11666	男		昭和47年生		平成16年7月9日	52万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	58万円
					平成17年12月9日	60万円
11667	男		昭和48年生		平成16年7月9日	100万円
					平成16年12月10日	77万9,000円
					平成17年7月8日	65万円
					平成17年12月9日	62万円
11668	男		昭和47年生		平成16年7月9日	64万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	45万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11669	男		昭和38年生		平成16年7月9日	100万円
					平成16年12月10日	73万円
					平成17年7月8日	65万円
					平成17年12月9日	65万円
11670	男		昭和46年生		平成16年7月9日	78万円
					平成16年12月10日	77万9,000円
					平成17年7月8日	70万円
					平成17年12月9日	70万円
11671	男		昭和46年生		平成16年7月9日	48万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
11672	男		昭和47年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	82万8,000円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	65万円
11673	男		昭和46年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	43万円
					平成17年12月9日	48万5,000円
11674	男		昭和49年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	54万円
					平成17年12月9日	55万円
11675	男		昭和48年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	43万円
					平成17年12月9日	48万5,000円
11676	女		昭和48年生		平成16年7月9日	48万円
					平成16年12月10日	50万6,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	53万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11677	男		昭和47年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	36万円
					平成17年7月8日	30万円
					平成17年12月9日	30万円
11678	男		昭和46年生		平成16年7月9日	45万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	64万円
11679	男		昭和46年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	68万2,000円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	60万円
11680	男		昭和46年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	57万円
11681	男		昭和48年生		平成16年7月9日	43万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
11682	女		昭和48年生		平成16年7月9日	52万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	70万円
					平成17年12月9日	55万円
11683	男		昭和47年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	57万円
					平成17年12月9日	57万円
11684	男		昭和47年生		平成16年7月9日	63万円
					平成16年12月10日	68万2,000円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	60万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11685	女		昭和47年生		平成16年7月9日	80万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	60万円
					平成17年12月9日	60万円
11686	男		昭和34年生		平成16年7月9日	60万円
					平成16年12月10日	61万3,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	55万円
11687	男		昭和41年生		平成16年7月9日	45万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
11688	女		昭和48年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月10日	38万9,000円
					平成17年7月8日	38万円
					平成17年12月9日	40万円
11689	女		昭和48年生		平成16年7月9日	53万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	55万円
11690	女		昭和45年生		平成16年7月9日	5万円
					平成16年12月10日	29万2,000円
					平成17年7月8日	28万円
					平成17年12月9日	30万円
11691	女		昭和50年生		平成16年7月9日	45万円
					平成16年12月10日	61万3,000円
11692	女		昭和52年生		平成16年7月9日	26万円
					平成16年12月10日	38万9,000円
					平成17年7月8日	30万円
					平成17年12月9日	30万円
11693	女		昭和51年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	40万円
					平成17年12月9日	48万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11694	男		昭和50年生		平成16年7月9日	35万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	50万円
11695	男		昭和50年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	60万円
11696	女		昭和50年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	34万1,000円
					平成17年7月8日	30万円
11697	男		昭和48年生		平成16年7月9日	70万円
					平成16年12月10日	76万円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	50万円
11698	男		昭和55年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	50万円
11699	男		昭和52年生		平成16年7月9日	35万円
					平成16年12月10日	36万円
					平成17年7月8日	40万円
					平成17年12月9日	40万円
11700	男		昭和52年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	48万円
					平成17年12月9日	50万円
11701	男		昭和52年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	58万4,000円
					平成17年7月8日	52万5,000円
					平成17年12月9日	53万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11702	男		昭和52年生		平成16年7月9日	40万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	40万円
					平成17年12月9日	42万円
11703	男		昭和50年生		平成16年7月9日	55万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
					平成17年7月8日	55万円
					平成17年12月9日	50万円
11704	男		昭和52年生		平成16年7月9日	42万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	50万円
11705	男		昭和53年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	36万円
					平成17年7月8日	40万円
					平成17年12月9日	38万円
11706	男		昭和53年生		平成16年7月9日	42万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	40万円
					平成17年12月9日	43万円
11707	男		昭和53年生		平成16年7月9日	42万円
					平成16年12月10日	48万7,000円
					平成17年7月8日	48万円
					平成17年12月9日	46万円
11708	男		昭和52年生		平成16年7月9日	35万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
					平成17年7月8日	35万円
					平成17年12月9日	42万円
11709	男		昭和53年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	34万1,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11710	女		昭和54年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	37万円
					平成17年7月8日	35万円
					平成17年12月9日	30万円
11711	女		昭和55年生		平成16年7月9日	50万円
					平成16年12月10日	53万6,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	50万円
11712	女		昭和53年生		平成16年7月9日	45万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
					平成17年7月8日	50万円
					平成17年12月9日	43万円
11713	男		昭和54年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	37万円
					平成17年7月8日	34万円
					平成17年12月9日	35万円
11714	男		昭和54年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	34万1,000円
					平成17年7月8日	34万円
					平成17年12月9日	35万円
11715	女		昭和45年生		平成16年7月9日	25万円
					平成16年12月10日	32万1,000円
					平成17年7月8日	30万円
11716	女		昭和39年生		平成16年7月9日	27万円
					平成16年12月10日	36万円
					平成17年7月8日	35万円
					平成17年12月9日	35万円
11717	男		昭和54年生		平成16年7月9日	35万円
					平成16年12月10日	40万9,000円
					平成17年7月8日	37万円
					平成17年12月9日	40万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11718	男		昭和54年生		平成16年7月9日	30万円
					平成16年12月10日	38万9,000円
					平成17年7月8日	35万円
					平成17年12月9日	38万円
11719	男		昭和54年生		平成16年7月9日	30万円
					平成16年12月10日	43万8,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	50万円
11720	男		昭和26年生		平成16年7月9日	42万円
					平成16年12月10日	40万9,000円
					平成17年7月8日	42万円
					平成17年12月9日	42万円
11721	男		昭和51年生		平成16年7月9日	20万円
					平成16年12月10日	63万3,000円
					平成17年7月8日	45万円
					平成17年12月9日	56万円
11722	女		昭和56年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	30万円
					平成17年12月9日	32万円
11723	男		昭和55年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	31万円
					平成17年12月9日	37万円
11724	女		昭和56年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	26万円
					平成17年12月9日	30万円
11725	男		昭和55年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	25万円
					平成17年12月9日	24万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
11726	男		昭和57年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	30万円
11727	男		昭和56年生		平成16年7月9日	10万円
11728	男		昭和56年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	30万円
					平成17年12月9日	32万円
11729	女		昭和56年生		平成16年7月9日	10万円
					平成16年12月10日	23万3,000円
					平成17年7月8日	30万円
					平成17年12月9日	32万円
11730	男		昭和57年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	21万円
11731	男		昭和58年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	21万円
11732	男		昭和57年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	23万円
11733	男		昭和57年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	25万円
11734	男		昭和57年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	20万円
11735	男		昭和57年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	23万円
11736	男		昭和56年生		平成17年7月8日	10万円
					平成17年12月9日	22万円

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間のうち、平成 17 年 12 月 9 日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同年 12 月 9 日の標準賞与額に係る記録を 40 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 10 日
② 平成 17 年 7 月 8 日
③ 平成 17 年 12 月 9 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないのので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間③の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、「賃金台帳」において確認できる保険料控除額から、40 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、A社から提出された「賃金台帳」により、申立人は、申立期間①及び②の賞与

に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の平成5年12月の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち平成6年1月1日から8年5月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を6年1月から同年10月までは26万円、同年11月から8年4月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月13日から6年1月1日まで
② 平成6年1月1日から15年5月21日まで

同一の事業主が経営していたA社及びB社に平成5年12月13日から15年5月20日までコンビニエンスストアの店長として継続して勤務していたが、申立期間①のうち5年12月31日から6年1月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低いので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録により、A社では、平成6年3月7日付けで、申立人を含む複数の従業員について同社の被保険者資格喪失日がさかのぼって5年12月31日と記

録され（同社は同日に適用事業所でなくなっている。）、申立人の同年12月の標準報酬月額が当初記録されていた26万円から11万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社は、同社に係る商業登記簿謄本により、厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日以降も法人であることが確認できることから、同社は申立期間①において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の申立期間①に係る被保険者資格の喪失処理及び標準報酬月額の減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日を平成6年1月1日に訂正し、5年12月に係る標準報酬月額を、事業主が当初社会保険事務所に届け出た26万円に訂正することが必要である。

2 オンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、平成6年1月から7年9月までは11万8,000円、同年10月から15年4月までは9万8,000円と記録されていることが確認できる。

一方、申立人から提出された預金通帳及び銀行の普通預金取引推移一覧表により、申立人は、平成6年1月から同年3月まで、7年8月から同年11月まで、8年3月から同年5月まで、9年5月から同年7月まで、10年5月から同年7月まで、11年5月から同年7月まで及び同年11月から15年5月までの期間に、月額21万円以上の給与がA社又はB社から振り込まれていることが確認できる。

また、申立人と同様、コンビニエンスストアの店長として勤務していた従業員は、保有している給与明細書から、平成7年9月から同年11月まで、8年1月、同年2月、同年4月及び同年5月の期間において、記録されている標準報酬月額（11万8,000円及び9万2,000円）よりも高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（1万7,400円）が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち平成6年1月から8年4月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準報酬月額は、平成6年1月から同年10月までは26万円、同年11月から8年4月までは22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の上記訂正後の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

ては、事業主から回答は無いが、上記給与明細書において確認できる従業員の保険料控除額及び申立人の給与振込記録から判断される上記標準報酬月額が、平成6年1月から8年4月までの長期間にわたりオンライン記録と相違していることから、事業主は、申立人の上記訂正後の標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②のうち、平成8年5月から15年4月までの期間について、上記預金通帳及び銀行の普通預金取引推移一覧表により、上記のとおり、月に21万円以上の給与が振り込まれていることが確認できる。

しかし、当該期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなど不自然な点は見当たらない。

また、申立人及びB社において厚生年金保険の被保険者記録のある申立人と同一職種の従業員は、いずれも当該期間における保険料控除を確認できる資料を保有していないため、申立人の当該期間における標準報酬月額を推認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち平成8年5月から15年4月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月から6年5月までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月1日から平成8年12月21日まで
A社に幼児体育指導員（スポーツインストラクター）として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際にもらっていた給与に見合う標準報酬月額よりも低い金額となっていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成5年1月から6年5月までの期間について、オンライン記録により、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、5年1月から6年3月までは17万円と記録されていたが、同年4月26日付けで5年10月1日の定時決定が取り消され、同年1月にさかのぼって8万円に減額訂正され、6年5月まで継続していることが確認できる。

また、A社においては、平成6年4月26日付けで複数の従業員の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社に係る滞納処分票により、当該期間当時、同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、申立人は、当該期間の給与支給額を確認できる給与明細書等を所持していないが、申立人と同様、平成6年4月26日付けで5年1月にさかのぼって標準報酬月額が訂正された複数の従業員から提出された給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額よりも高い厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月26日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理

的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た17万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち昭和61年6月から平成4年12月までの期間及び6年6月から8年11月までの期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、さかのぼって訂正された等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書を保有していないため、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、A社において申立人と同一の職種の従業員が所持する当該期間の給与明細書により、給与支給額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額より高いものの、厚生年金保険料の控除額はオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額であることが確認できることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額よりも高い事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。異動はあったが同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人の就労証明書及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、上記就労証明書では申立人のA社B工場から同社本社への異動日が昭和50年12月15日と記録されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、52年12月に同社B工場から同社本社へ異動している従業員6人全員が同年12月1日付けで被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社では、1日付けで被保険者資格の得喪手続を行っていたと考えられることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は51年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和51年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを50年

12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人の同年12月に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年12月28日の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月28日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成19年12月28日に同社から賞与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年12月28日の標準賞与額は、上記賞与支払明細書において確認できる賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 28 日
② 平成 19 年 6 月 22 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 28 日
② 平成 19 年 6 月 22 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 6 月 28 日
② 平成 19 年 6 月 22 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 17 年 6 月 28 日及び 19 年 6 月 22 日に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、平成 19 年 6 月 22 日の標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 22 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に社会保険事務所（当時）に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、平成 19 年 6 月 22 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 15 年 7 月 8 日、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に係る標準賞与額を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 8 日
② 平成 16 年 7 月 8 日
③ 平成 17 年 7 月 8 日
④ 平成 18 年 7 月 10 日

厚生年金保険の記録では、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 15 年 7 月 8 日、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成 15 年 7 月 8 日、16 年 7 月 8 日、17 年 7 月 8 日及び 18 年 7 月 10 日に係る標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主が届出の誤りを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 11747

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和56年3月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年9月21日から56年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和56年3月1日）より後の昭和56年4月2日付けで、55年9月21日と記録されている。

また、上記被保険者名簿において、申立人を含め昭和56年4月2日付けで資格喪失日をさかのぼって55年9月21日と記録された者が20人確認できるほか、資格喪失日をさかのぼって同年4月30日と記録された者が5人、同年5月31日と記録された者が13人、同年7月31日と記録された者が2人確認できる。なお、資格喪失日が同年10月以降と記録された者7人を含め、47人の被保険者資格の喪失処理日が56年4月2日となっている。

しかしながら、A社は法人事業所であり、適用事業所でなくなった日において、5人以上の従業員が在籍していたことが認められ、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の資格喪失に係る処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である昭和56年3月21日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 55 年8月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和43年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の従業員台帳から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年6月1日に同社B工場から同社E工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の辞令書によれば昭和43年7月1日と記録されているが、同社では辞令発令日と実際の異動日にずれが生じ、厚生年金保険の資格得喪の手続の際に1か月の空期間が発生したと思われる旨回答していることから、同社B工場における資格喪失日を同年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間の資料がなく不明であるとしているが、事業主は申立人の資格喪失の届出を誤ったとしていることから、事業主が昭和43年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月15日から同年8月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にB社(親会社)からA社(グループ会社)へ異動はあったが、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の人事・社会保険関係を行っていたB社総務部門の回答書から判断すると、申立人が同社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和46年6月15日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和61年2月から63年3月までの期間は24万円、同年4月から同年7月までの期間は26万円、平成2年4月から同年10月までの期間及び同年12月から3年6月までの期間は32万円、同年7月から同年9月までの期間は34万円、4年3月から同年9月までの期間は36万円、5年8月及び同年9月は38万円、6年4月から同年10月までの期間及び8年4月から同年9月までの期間は41万円、9年4月から12年9月までの期間は44万円、13年2月及び同年3月は47万円、同年10月から14年3月までの期間は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額の記録を申立期間③及び④は38万円、申立期間⑤は37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月20日から平成2年11月1日まで
② 平成2年12月4日から20年5月1日まで
③ 平成15年7月16日
④ 平成15年12月10日
⑤ 平成16年7月16日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給総額に見合う標準報酬月額と相違している。また、申立期間③、④及び⑤の標準賞与額の記録が無いことが分かった。給料支払明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人から提出されたA社の給料支払明細書から、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②における申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、昭和61年2月から63年3月までの期間は24万円、同年4月から同年7月までの期間は26万円、平成2年4月から同年10月までの期間及び同年12月から3年6月までの期間は32万円、同年7月から同年9月までの期間は34万円、4年3月から同年9月までの期間は36万円、5年8月及び同年9月は38万円、6年4月から同年10月までの期間及び8年4月から同年9月までの期間は41万円、9年4月から12年9月までの期間は44万円、13年2月及び同年3月は47万円、同年10月から14年3月までの期間は44万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間の標準報酬月額について、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①及び②のうち、昭和63年8月から平成元年9月までの期間、3年10月から4年2月までの期間、同年10月から5年7月までの期間、同年10月から6年3月までの期間、同年11月から8年3月までの期間、同年10月から9年3月までの期間、12年10月から13年1月までの期間、同年4月から同年9月までの期間、14年5月から15年3月までの期間、同年7月から16年7月までの期間、同年9月から17年3月までの期間、同年9月、18年4月から同年7月までの期間及び同年9月から20年4月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、平成16年8月及び18年8月については、当該期間に係る給料支払明細書は無いが、前後の期間の給料支払明細書により、当該期間においても同額の保険料が

控除されていたと認められることから、オンライン記録の標準報酬月額と一致する厚生年金保険料が給与から控除されていることが推認できる。

加えて、平成14年4月、15年4月から同年6月までの期間及び17年10月から18年3月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と給料支払明細書における報酬額に見合う標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、昭和61年1月、平成元年10月から2年3月までの期間及び17年4月から同年8月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額は、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

これらのことから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立人から提出されたA社の給料支払明細書（賞与）から、申立人は、申立期間③、④及び⑤について、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、給料支払明細書（賞与）において確認できる賞与額から、申立期間③及び④については38万円、申立期間⑤については37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が当該期間の賞与支払届を提出したにもかかわらず、社会保険事務所が複数回にわたりこれを記録しないと考えることから、事業主は、当該期間の賞与額について届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和52年5月17日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和53年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月17日から同年6月1日まで
② 昭和52年12月30日から53年1月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②に工場間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び人事発令記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和52年5月17日に同社C工場から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る在籍証明書及び人事発令記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和53年1月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52

年11月の社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和25年8月1日に訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年4月30日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。B県に疎開していた同社の本社が、昭和25年1月にC県内に移転し、それに伴いB県の同社に勤務していた私もその後C県内の本社に異動した。申立期間において退職や休職等はなく、同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の経理担当者は、「申立人は社長直属で働き、申立人の給与は社長のいる本社で支払われていた。」と述べていることなどから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる（申立人のC県内のA社の本社における資格取得日は、昭和25年8月1日となっている）。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は既に死亡し、前述の当時の経理担当者は、「当時の資料は残っておらず、保険料の納付については不明である。」と述べており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否

かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支所における資格喪失日に係る記録を昭和21年6月1日に、同社本店における資格取得日に係る記録を同年6月1日にそれぞれ訂正し、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年5月10日から22年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員原簿及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和21年6月1日に同社B支所から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和22年6月の社会保険事務所(当時)の記録により、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「保険料控除に係る当時の資料が無く、詳細は不明だが、職員原簿から申立人が申立期間も継続して在籍していたことは確かなので、保険料についても継続して控除し納付していたと考えられる。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの

被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年9月6日から32年2月1日まで
② 昭和32年4月1日から同年5月1日まで

申立期間①については、私が提出したA社発行の「昭和60年分退職所得の源泉徴収票」に記載があるとおおり、昭和28年9月6日に同社に入社した。入社して最初に赴任した同社D支社において32年4月1日に同社C支社に転勤するまでの期間に県内3か所の支部長として勤務してきたが、同社D支社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年2月1日となっているので、厚生年金保険の資格取得日を入社した28年9月6日にしてほしい。

申立期間②については、A社D支社からC支社への転勤の時期が昭和32年4月1日であり、申立期間②においても同社の社員としてC支社において継続して勤務していたのは間違いないので、同年5月1日となっている同支社の資格取得日を、転勤発令日の同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人から提出があったA社発行の昭和60年分退職所得の源泉徴収票に「就職年月日 28年9月6日」「退職年月日 60年9月11日」の記載があることから、申立人は申立期間②において同社に勤務していたことが確認できる上、申立期間②に同社C支社に勤務していた元従業員は、「申立人が昭和32年4月1日に同社D支社から同社C支社に転勤した。」と回答しており、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の同社D支社における被保険者資格の資格

喪失原因欄に「轉勤」と記載されている。

これらのことから、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和32年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、また、A社の経営破綻に伴い保険契約を引き継いだB社は、「申立人に係る資料が残っていないことから不明である。」と回答していることから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①については、前述の昭和60年分退職所得の源泉徴収票から、申立人は、昭和28年9月6日からA社に勤務していたと認められる。

しかしながら、前述のB社は、「申立人に係る資料が残っていない。」と回答している上、申立期間①当時にA社D支社において厚生年金保険の被保険者であった二人の内部事務管理者のうち一人は、「申立人のような支部長職の人の待遇は個々で様々だったと思う。」と述べ、もう一人は「外務関係者の給与計算及び社会保険関係は本社が担当しており自分たちには分からない。」と述べていることから、申立人の申立期間①当時における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社D支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社に入社した昭和28年9月6日から同社同支社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した32年2月1日までの期間の記載内容に訂正などの不自然な点は見当たらない上、同名簿に記載されている取得年月日及び厚生年金保険の番号は厚生年金保険被保険者番号払出簿に記載されている資格取得年月日及び番号と一致しており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、同社同支社における資格取得日が同年2月1日と記載されているのが確認できる。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間①について、「平成2、3年ごろにA社D支社を管轄するE社会保険事務所（当時）に電話及び文書で照会した際、同事務所から、納入されたと思われる保険料は異なる名義人に納入されているので、年金の給付はできないと

回答された。」と述べているが、同事務所に照会したところ、同事務所は、「当時のことを調べたが、文書は残っておらず、不明であるが、申立人が主張しているようなことはあり得ないと思う。」と回答している。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 10 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 10 日

申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社は、当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった。同社は、その後誤りに気付き、社会保険事務所に当該賞与に係る届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書及び平成 19 年分源泉徴収票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、標準賞与額 10 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 10 月 23 日に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして申立人に係る賞与支払届を提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、昭和53年9月17日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、同年6月から同年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月30日から同年10月ごろまで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役二人の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和53年9月16日まで同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和53年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、同日を厚生年金保険の資格喪失日とする事業主及び申立人を含む従業員7人に係る届出が、同年10月12日に社会保険事務所（当時）で受け付けられていることが確認できる。

しかしながら、A社の元取締役は、上記申立人を含む7人の従業員全員が昭和53年10月ごろまで勤務形態等の変更は無く勤務しており、同年9月までは給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと供述していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった以降の申立期間においても、当該適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、上記取締役は、A社が、昭和53年9月ごろに二度目の手形の不渡りを出し、そのころには社会保険料を滞納していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和53年6月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年9月17日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 53 年5月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月2日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社から、子会社であるC社に異動はしたが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録によると、昭和53年1月9日から58年3月20日まではA社において、同年3月21日から63年12月26日までは同社の子会社であるC社において、継続してそれぞれ雇用保険に加入していることが確認できる。

一方、C社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年8月1日であり、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同年7月2日までは同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A社及びC社の商業登記簿謄本により、両事業所は、申立期間当時の所在地が同じであることが確認でき、A社からC社に申立人と一緒に異動した現在のC社の事業主は、両事業所は同じ室内に所在し、申立期間当時の事業主、経理事務担当者及び税理士も同じであったと供述している。

さらに、A社の現在の事業主は、申立期間当時の資料は無いものの、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたはずであると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及び同社の子会社であるC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和 58 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、19 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失について誤って届出を行い、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和 58 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年4月1日から同年5月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間にA社からB社への転籍はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同日にA社からB社に転籍した複数の同僚の供述及び当該同僚の一人が所持する両社の辞令から、申立人についても、昭和28年3月31日にA社を退社し、同年4月1日にB社に入社しており、申立期間は、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、上記同僚の一人が所持する給与明細書において、申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和28年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年5月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。しかし、申立人及び同僚の供述並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が適用事業所となった際の従業員が26人であることから、同社は法人事業所であり申立期間において

常時5人以上の従業員が勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は申立人の申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に對して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に、資格喪失日に係る記録を40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36年8月から37年9月までは7,000円、同年10月から38年9月までは8,000円、同年10月から39年6月まで及び同年8月及び同年9月は9,000円、同年10月から40年3月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から39年7月1日まで
② 昭和39年7月11日から40年4月1日まで

申立期間について厚生年金保険に加入していた記録が無い。昭和36年8月ごろ、C学園定時制普通課程に転入したのと同時にA社に勤務し、40年3月に同校を卒業するまで同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、C学園高等学校の在籍証明書及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、B社は、「C学園の定時制普通課程に在籍していた者であれば、厚生年金保険に加入し、保険料控除をしていたと思う。」と回答しているところ、オンライン記録によれば、申立人よりも約4か月前の昭和36年4月にA社に入社した同級生35名については、同年4月から40年3月までの期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同僚の標準報酬月額の記録及び

申立人のA社における昭和 39 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断して、36 年 8 月から 37 年 9 月までは 7,000 円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 8,000 円、同年 10 月から 39 年 6 月まで、同年 8 月及び同年 9 月は 9,000 円、同年 10 月から 40 年 3 月までは 1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していなかったとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 36 年 8 月から 39 年 6 月までの期間及び同年 8 月から 40 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和42年2月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月19日から同年3月16日まで

A社C支社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D工場から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社D工場から同社C支社への異動日については、B社の人事担当者は、「人事公報の異動発令日が昭和42年2月16日であることから、申立期間の始期である同年2月19日までは引継ぎの期間であり、実際の異動日は19日である可能性が高い。」旨供述していることから、昭和42年2月19日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和42年3月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人

に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②については、A社における資格喪失日は昭和31年9月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年10月ごろから31年2月1日まで
② 昭和31年6月1日から同年9月1日まで
③ 昭和31年9月1日から32年3月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、それぞれの会社に継続して勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①から③までについて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の同僚による「申立人は、私が入社した昭和30年9月より少し遅く同社に入社し、B社に転籍した時期は覚えていないが、32年2月ごろまで同社に継続勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことは推認される。

また、適用事業所名簿では、A社が昭和31年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理がなされ、オンライン記録によると、申立人は、同日に被保険者資格を喪失処理されているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年9月1日に被保険者資格を喪失した者は、申立人を含め10人確認でき、当該被保険者名簿によると、申立人及びその前後の8人の従業員は連続して記載されているところ、同人らの約50人前の一人の従業員にも同年9月1日の資格喪失日が記載されており、不自然な記録が確認できる。

さらに、前述の不自然な記録が確認できるA社の複数の従業員は、「昭和31年6月1日以降も同社に継続勤務していた。」旨供述しており、かつ、当該被保険者名簿の記録から、昭和31年6月1日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていた

と認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 31 年 6 月 1 日に被保険者資格の喪失処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②における資格喪失日は、当該被保険者名簿の記録から、同年 9 月 1 日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び③については、A社の同僚による「申立人は、私が入社した昭和 30 年 9 月より少し遅く同社に入社し、B社に転籍した時期は覚えていないが、32 年 2 月ごろまで同社に継続勤務していた。」旨の供述から判断すると、申立人が当該期間においてA社及びB社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社及びB社の当時の代表者は既に死亡しており、また、社会保険担当者からは回答が得られず、同社における申立人の申立期間①及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない上、申立人の記憶する複数の同僚は、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①及び③において厚生年金保険の被保険者記録が見当たらない。

そこで、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」旨供述しているなど、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、申立期間③については、B社は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間の一部は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間③において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月1日から4年3月31日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、3年8月及び同年9月は47万円に、同年10月から4年2月までは50万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成4年3月31日から同年5月8日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年5月8日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、50万円とすることが必要である。

さらに、申立人の平成4年5月8日から5年1月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の被保険者資格喪失日（平成4年5月8日）を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の平成8年1月30日から同年2月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を56万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から5年1月1日まで
③ 平成8年1月30日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。また、同社に

は昭和62年1月20日から継続して勤務していたのに申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、取締役営業部長であったが、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間①の標準報酬月額を正しい記録に訂正し、申立期間②を被保険者期間として認めてほしい。

一方、B社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成7年4月1日から8年1月31日まで継続して勤務しており、当該期間の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書を提出するので、申立期間③について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年3月31日より後の5年7月8日付けで、3年8月及び同年9月は47万円が8万円に、同年10月から4年2月までは50万円が8万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「A社では取締役営業部長であった。」旨供述しているが、同社の商業登記簿謄本によると、申立人は遡及訂正処理が行われた日（平成5年7月8日）の前の同年2月22日付けで同社の取締役を退任していることが確認できる上、複数の元従業員は、「厚生年金保険の担当は社長であり、申立人は厚生年金保険関係の事務手続には関与していない。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間①において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年8月及び同年9月は47万円に、同年10月から4年2月までは50万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成4年3月31日から同年5月8日までの期間については、雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年3月31日より後の同年5月8日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格は、同年3月31日にさかのぼって喪失処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日（平成4年5月8日）付けで、被保険者資格が同年3月31日にさかのぼって喪失処理されたA社の元従業員は、申立人を除き7人確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間②において、解散又は閉鎖されてはならず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、さかのぼって申立人の被保険者資格の喪失処理を行う合理的な理由はなく、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、社会保険事務所が当該処理を行った平成4年5月8日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額については、事業主が当初届け出た記録から、50万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成4年5月8日から5年1月1日までの期間については、社会保険事務所の手続に不合理な点が見当たらないところ、雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあったA社の平成4年5月から同年12月までの給与明細書（ただし、同年9月及び同年12月については、給与の入金が確認できる預金通帳の写し）から、申立人は当該期間において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、上述のとおり、A社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年5月から同年12月までの給与明細書の保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、当時、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年5月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人から提出のあった給与明細書、雇用保険の加入記録及びB社の当時の共同代表取締役の供述から、申立人は同社に平成8年1月31日まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成8年1月の給与明細書の保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和49年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月31日から同年11月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和49年11月1日に同社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和49年9月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、昭和51年2月1日であると認められることから、申立期間①における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年9月から51年1月までの標準報酬月額については、13万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、B社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日（昭和51年8月21日）及び資格取得日（昭和52年2月21日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年9月21日から51年2月1日まで
② 昭和51年8月21日から52年2月21日まで
③ 昭和52年6月21日から同年11月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も両社に勤務していたので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和51年1月31日までA社に在籍し、同年2月1日付けでB社へ転籍となり、当該期間も継続して勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録では、昭和50年9月21日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、51年2月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、事業所別被保険者名簿によると、申立人のA社における資格喪失日は、当

初、昭和 51 年 2 月 1 日の日付で同年 2 月 27 日に記録されていたものが、その後、50 年 9 月 21 日にさかのぼって訂正されていることが確認できる上、そのほか複数の従業員についても、資格喪失日がさかのぼって記録又は訂正されていることが確認できる。

また、A社は、昭和 50 年 10 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、上記訂正処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、A社における申立人の厚生年金保険の被保険者資格を昭和 50 年 9 月 21 日に喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当初記録されていた 51 年 2 月 1 日であったものと認められる。

なお、昭和 50 年 9 月から 51 年 1 月までの標準報酬月額については、50 年 8 月の社会保険事務所の記録から、13 万 4,000 円とすることが必要である。

2 申立期間②について、申立人は、事業所別被保険者名簿では、B社において昭和 51 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 8 月 21 日に資格を喪失後、52 年 2 月 21 日に同社において再度資格を取得しており、51 年 8 月 21 日から 52 年 2 月 21 日までの申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、B社に勤務していた複数の同僚の供述及び申立人の勤務に関する供述の^{しんぴようせい}信憑性から判断すると、申立人は、当該期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち申立人と同一の仕事に従事していたとする同僚一人は、「申立人は、技術部門では第一人者であり、主任リーダーとして責任のある職を任されており、一時退職ということはありませんでした。当時、私も管理職として、彼女と同じ状況下で勤務しており、給与にも手当等は付かず、毎月同額であったことを覚えています。」と供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間②において、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は継続していることが確認できる上、申立人と同様に被保険者資格を喪失し、再度取得している従業員は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務

所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和51年8月から52年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人のB社における雇用保険の記録では、離職日が昭和52年6月20日と記録され、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している上、同年7月7日にC社において雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる（なお、C社は、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。）。

また、B社は、当時の資料を保管していないことから、申立期間③当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、B社からC社へ申立人と共に異動したとされる同僚に照会を行ったが、回答を得ることができなかつた上、B社を昭和52年6月30日に退職した同僚は、自身の退職時に、申立人はC社に勤務していた旨供述していることから、当該期間について、B社における勤務の事実は認められない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和20年12月11日）及び資格取得日（21年12月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和20年12月から21年3月までは160円、同年4月から同年11月までは150円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月11日から21年12月11日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和16年4月1日に入社して以来継続して勤務していたので申立期間について記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人は、昭和20年12月11日から21年12月11日まで病気により休職しているものの、申立期間にA社に継続して勤務していることが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から照会し、回答のあった従業員7人は同社在職中に休職期間があると回答しており、7人全員の厚生年金保険の加入記録は休職中も継続していることが確認できる。

さらに、上記回答のあった7人のうち3人は当該休職期間は、病気（結核）により長期療養をしていた期間で、当該休職期間中も給与は支給されていた旨供述しており、このうちの1人は、A社の結核休職規定について、結核にかかると3年間は休職してもよく、3年以内であれば給与も社会保険も保障されており、休職期間が連続して3年を超えると退職しなければならなかった旨供述している。

加えて、申立人の妻は、申立期間当時、同僚が申立人の給与を自宅へ届けていた旨供述しているが、上記回答のあった7人のうち1人は、申立期間当時、A社では、休職中の従業員の給与の受渡しについては、同じ部署で勤務している同僚が自宅へ届ける慣習があり、申立人の妻が記憶している同僚は、申立人と同じ部署に勤務していた旨供述していることから、申立人は休職中も給与を受け取っていたことがうかがえる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和20年12月から21年3月までは160円、同年4月から同年11月までは150円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは通常考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年12月から21年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から51年3月まで
私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きを行い、大学を卒業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であること、申立人の保険料を納付していたとする母親も申立期間は未加入期間であること、申立人の二人の姉も、学生であった期間は国民年金の未加入期間であることなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年7月まで
私は、就職した平成2年に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料額及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、就職した平成2年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の7年6月に払い出されており、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年2月までの期間、48年8月から同年11月までの期間、49年6月から同年8月までの期間、52年2月、54年10月から55年9月までの期間、58年12月から59年4月までの期間及び59年10月から61年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年2月まで
② 昭和48年8月から同年11月まで
③ 昭和49年6月から同年8月まで
④ 昭和52年2月
⑤ 昭和54年10月から55年9月まで
⑥ 昭和58年12月から59年4月まで
⑦ 昭和59年10月から61年2月まで

私は、会社を退職した都度、必ず国民健康保険に加入しており、その際、国民年金の加入手続も一緒に行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和53年1月ごろに払い出されており、当該払出時点では、申立期間①、②及び③は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間はいずれも平成3年4月4日に厚生年金保険加入期間の記録が追加されたことにより国民年金加入期間とされたものであることがオンライン記録により確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8259 (事案 4934 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 8 月まで
私は、退職後の昭和 58 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、さらに、申立期間は任意加入適用期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 58 年 9 月 29 日時点では、申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、昭和 58 年 4 月に加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、申立人は、58 年 9 月 6 日に任意加入手続をしていることがオンライン記録及び申立人が所持している年金手帳の資格得喪記録から確認できるなど、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 5 月まで

私の母は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付してくれていたとする母親は、申立人の加入手続及び保険料の納付に関与していないと説明しており、申立人の加入手続及び保険料の納付に関する記憶と相違している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間から約 4 年経過後の昭和 62 年 3 月に払い出されており、オンライン記録から申立期間は平成 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険加入期間の記録が追加されたことにより国民年金加入期間とされたものであることが確認できることから、申立期間当時は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 56 年 4 月に初めて厚生年金保険被保険者の資格取得をした際に発行された年金手帳と上記の手帳記号番号払出時の 62 年 3 月に発行された年金手帳の 2 冊を所持しているが、このほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から40年3月まで
私たち夫婦は、昭和37年9月に転居して間もなく、集金人に国民年金保険料を納付するように言われ、私が区出張所で夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立人の夫と連番で昭和39年9月に払い出されていることが確認できるが、申立人が一緒に保険料を納付していたとする夫が所持する同年10月9日発行の国民年金手帳には、昭和39年度の検認記録頁に検認印が無いことから、当該年度の保険料は現年度納付されていなかったものと推認できる上、申立人は、加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
私たち夫婦は、昭和37年9月に転居して間もなく、集金人に国民年金保険料を納付するように言われ、妻が区出張所で夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料の納付をしていたとする申立人の妻は、加入手続時期の記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は妻と連番で昭和39年9月に払い出されていることが確認できるが、申立人の妻と一緒に保険料を納付していたとする申立人が所持する同年10月9日発行の国民年金手帳には、昭和39年度の検認記録頁に検認印が無いことから、当該年度の保険料は現年度納付されていなかったものと推認できる上、申立人の妻は、加入手続時にさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から5年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から5年3月まで

私は、会社を退職したときに、元妻に私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請手を依頼し、元妻からは後日、手続を行ったと聞いた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、加入手続及び免除申請手続をしたとする申立人の元妻から聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間の免除申請手を依頼された元妻は、申立期間の保険料が免除されておらず、未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月から 62 年 3 月まで

私の母は、私が勤めを辞めた昭和 60 年 11 月ごろ、私の国民年金の加入手続と同時に付加保険料納付の申出を行い、付加保険料を納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続、付加保険料納付の申出及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、付加保険料の納付を開始した時期についての記憶が曖昧である上、申立人のオンライン記録によると申立人の付加保険料納付の申出日は申立期間直後の昭和 62 年 4 月 27 日となっているなど、母親が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 7 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月から 63 年 12 月まで
私は、会社を退職した後、市役所で国民健康保険及び国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の付理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付額等の納付状況の記憶が曖昧である。また、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は、申立期間より後の平成 3 年 2 月 21 日と記載されていることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年9月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 から 平成 元 年 3 月 まで
私の申立期間の国民年金保険料は、免除申請をしたが却下されたため、自宅に届いた納付書で現年度納付したはずである。申立期間の保険料が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、会社退職後、保険料の免除申請をしたが却下されたため、申立期間直前の昭和 63 年5月から同年8月までの期間及び申立期間の保険料を当時居住していた区で納付したと説明しているが、オンライン記録により、申立期間直前の 63 年5月から同年8月までの期間の保険料は、平成元年4月に転居後の区で一括で納付されていること、申立人は、昭和 63 年9月6日に免除申請を行い、同年9月から平成元年3月までの保険料が平成元年5月19日に免除承認されていることが確認でき、これらの記載内容に不自然、不合理な点は見られないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳のときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況は不明である。

また、申立人は、20 歳になった昭和 39 年*月に父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳により、当該手帳は 43 年 6 月に発行されていることが確認でき、当該発行時点で過年度納付が可能であった申立期間直後の 41 年 4 月以降の保険料が納付されているなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は別の年金手帳を受領、所持していた記憶は無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から54年12月まで

私の夫は、昭和51年11月に協同組合を退職したときに、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、夫婦二人分の保険料の納付を開始した時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、夫が昭和51年11月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、手帳記号番号払出簿により、夫の国民年金手帳の記号番号は51年11月に払い出されているものの、申立人の手帳記号番号は申立期間後の55年1月に払い出されていることが確認できる。

さらに、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち52年10月から54年12月までの保険料は過年度保険料となるが、申立人の夫は申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、手帳記号番号払出当時に受け取った国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、亡くなった母が国民年金の加入手続を行い、納付してくれていたはずである。申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から6年1月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続をしてくれた際にまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、当時の納付した期間、納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、加入手続の際、市役所の担当職員から保険料をさかのぼって納付できると説明を受け、そのとおりに納付したと説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年3月時点で過年度納付することが可能な平成6年2月までの2年間の保険料がさかのぼって納付されていることがオンライン記録により確認できる上、当該手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記の国民年金手帳以外に別の手帳を受領、所持した記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年2月まで
私の国民年金は、父が加入手続及び国民年金保険料の納付をしてきていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期、加入場所、保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付金額等の記憶が曖昧であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びその父親は、申立期間当時の年金手帳についての記憶が曖昧であり、当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から4年7月まで

私が平成3年8月に会社を休職した際、区役所か区役所出張所で、私の妻は自身の国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更手続を行うとともに私の国民年金の加入手続を行い、復職する4年7月まで私の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする妻から申立期間当時の納付状況等に関する説明について、電話による照会に対する協力が得られないことから、申立人の国民年金の資格取得及び喪失、並びに保険料の納付状況等が不明であり、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区において、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで
私は、平成12年3月に短期大学を卒業し、同年4月に4年生大学の3年次に編入した際、区役所で国民年金保険料の学生納付特例の申請を行った。申立期間の保険料が学生納付特例とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、学生納付特例の申請時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人の戸籍附票によると、申立人が学生納付特例の申請を行ったとする区には、申立期間内の平成12年6月30日に転入していることが確認でき、当該転入時点では、制度上、申立期間のうち同年4月分の学生納付特例の申請はできないなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8282

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで

私は、退職後、保険料の納付が途切れることのないように区役所で国民年金の加入
手続を行い、国民年金保険料を納付した。年金手帳にも申立期間の国民年金の記録が
記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付場所及び納付方法等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、年金手帳の国民年金の記録に、資格取得日として昭和 58 年 4 月 1 日と記載されていることから、当該期間の保険料を納付したはずだと主張しているが、この資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼって記載されることから、納付開始時期を特定するものではない上、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年 8 月ころに払い出されていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8283 (事案 764 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から5年1月まで

私は、平成14年の高年齢任意加入期間中に、区役所から「3か月払い過ぎになるので納付は8月分までにして下さい。」と電話があったので8月分まで国民年金保険料を納付した。しかし、その後、年金受給手続きをしたときに社会保険事務所(当時)で3か月未納があると言われた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間の保険料の納付の状況に関する記憶も曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年8月6日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たな資料、情報の提出等は無く、オンライン記録によると、申立期間直後の平成5年2月及び同年3月の保険料は、時効直前の7年3月13日に過年度納付されており、同時期に、申立期間直前の4年11月までさかのぼって厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴う国民年金被保険者資格の取得が記録されて、申立期間は未加入期間から未納期間に変更されていることから、申立人は厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、国民年金への切替手続きが遅れたものと推認できるなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年3月まで
私が当時住み込みで働いていた店の主人は、私が20歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時住み込みで勤務していた店の主人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする店の主人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和48年5月に申立人の夫と19番違いで払い出されており、申立人の夫は、婚姻後に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が当時住み込みで勤務していた店の主人及び申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで
私は、20歳のときに国民年金に加入し、国民年金保険料を金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、20歳になってすぐに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和48年5月に申立人の妻と19番違いで払い出されており、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が居住する区の所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、20 歳の大学生のときに国民年金に加入し、国民年金保険料は、口座振替又は納付書により金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 62 年 8 月ごろに払い出されていること、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記手帳記号番号の手帳のほかに手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から52年12月まで
私の国民年金は、私が20歳になったときに、実家の両親が加入手続をしてくれて、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人は20歳時に両親が加入手続をしてくれたとしているが、母親は、申立人の国民年金の加入手続をした時期は、申立期間後の昭和55年ごろであると説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年7月から居住していた町で払い出されており、同月以降の時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、保険料を納付していたとする母親もさかのぼって保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には現在所持する国民年金手帳以外の年金手帳の記憶は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 58 年 2 月まで
私の母は、私が 20 歳になったときに、国民年金の加入手続を行い、大学を卒業するまで、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であること、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶が無いことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和52年3月の保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

さらに、昭和57年11月の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年4月まで
② 昭和52年3月
③ 昭和57年11月

私の母は、私が20歳のときに国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。その後、母が納付してくれなかった期間の保険料をさかのぼって納付した。また、昭和52年3月分の保険料は納付したはずであるが、51年12月分の保険料が充当されたことになっている。さらに、57年11月分の保険料還付を受けた記憶が無い。申立期間①については未納とされていること、申立期間②については重複納付した保険料が還付されていないこと、申立期間③については保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親及び申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、当該期間については、平成3年2月に資格取得日が昭和38年6月から36年3月に訂正されたことにより国民年金加入期間とされたものであり、さらに、申立人は34年10月から38年5月まで共済組合に加入していた期間であるため、申立期間当時は、未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の母親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事業も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から昭和 51 年 12 月分の保険料が 52 年 3 月分に充当された旨の記載があり、同月分の保険料が既に納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は申立期間の還付通知を受け取ったことはなく、還付請求手続をした記憶が無いとしているが、特殊台帳には還付金額、還付期間及び還付決定日が記載されており、当該記載内容に不自然、不合理な点は見当たらず、他に申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和 52 年 3 月の保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

さらに、昭和 57 年 11 月の保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から同年 4 月まで

私は、会社退職後の昭和 51 年 2 月か 3 月ころに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法及び保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所退職後の昭和 51 年 2 月か 3 月ころに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、45 年 10 月 31 日に被保険者資格を取得、47 年 5 月に資格喪失、再取得したのは 59 年 8 月 1 日と記載されており、申立期間は、平成 3 年 11 月に被保険者期間として記録が追加されたことにより生じた未納期間であり、申立期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできなかった期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで
私は、両親から、私が大学在学中に私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする母親は、加入手続を行った時期及び場所の記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人及びその母親は、国民年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であること、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳で大学生であった時に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の記号番号は、申立期間から約 2 年経過した平成 5 年 4 月に払い出されており、申立期間は大学在学中の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人及びその母親は、申立人が現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人に別の国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の被保険者となった日は平成 5 年 4 月 1 日から申立期間の始期である昭和 63 年 5 月 21 日に訂正されているが、当該訂正については、申立期間は申立人が大学在学中であり、任意加入適用期間であるにもかかわらず、当該欄の資格種別は強制加入とされていること、当該手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄は平成 5 年 4 月 1 日の記載のまま訂正が行われていないことなどから見て、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年9月から59年3月まで
私の母は、私が20歳になった時に国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、当時の保険料額及び保険料の納付頻度についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳になった時に母親が国民年金の加入手続きをしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間から約8年後の平成4年9月に払い出されており、申立人は、当該手帳記号番号払出時に受け取った年金手帳のほか、国民年金の手帳を受領、所持したことは無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄も大学生であった期間は国民年金に未加入であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年9月まで
私の母は、私が学生で20歳になった時に私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまでの国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から年金手帳を受け取った記憶は無く、年金手帳を所持したことも無いとしていること、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8300

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 59 年 3 月まで
私の母は、昭和 51 年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、加入手続の時期及び保険料納付の開始時期の記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 51 年ごろに母親が加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 59 年 9 月に払い出され、同年 4 月以降の現年度保険料が納付されており、母親は申立期間の保険料をさかのぼって納付したことはないとしていること、母親は申立人の加入手続を行ったのは 1 回のみであるとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 8302

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から 63 年 6 月まで

私は、昭和 62 年 8 月に当時勤めていた会社で、正社員からアルバイト社員になった。その後、国民年金保険料未納の通知を受けたので、社会保険事務所（当時）の窓口で約 10 万円を納付した。その際、職員に領収証書を求めたが、保険料納付に関しては正確に記録されているので、領収証書は発行していないと説明された。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、加入手続の時期、保険料の納付時期及び国民年金手帳の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から51年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から51年2月まで
私の母は、きちょうめんな性格であったことから、役所から通知がくれば、私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の加入手続及び保険料納付の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、申立人は、母親から保険料納付状況等について聞かされた記憶も無いなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳のほかに国民年金手帳を所持していた記憶及び母親から国民年金手帳を見せられた記憶は無いと説明している上、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月までの期間並びに昭和 42 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 42 年 1 月まで
② 昭和 42 年 7 月及び同年 8 月

私は、国民年金制度発足当初に、義母と叔父から「地主の奥さんは国民年金に任意加入しているから、あなたも加入しなさい。」と勧められたが、しばらく加入しないでいたところ、義母から区出張所に連れて行かれ、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料は納付期限に遅れることなく納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期、申立期間の保険料額及び申立期間当時の国民年金手帳に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月に発行された国民年金手帳では、当初は 35 年 10 月 1 日に強制加入したものとされていたことから、申立期間②については、手帳記号番号払出日から保険料を現年度納付することが可能であったが、当該手帳の昭和 42 年度の検認記録頁には検認印が押されておらず、印紙台紙が切り取られていることから、当該年度の保険料は現年度納付されていなかったと考えられる上、申立期間①については、手帳記号番号払出日から一部の保険料を過年度納付することは可能であったものの、申立人は、過去の保険料をさかのぼって納付したことはないと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から同年5月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月から同年5月まで
② 平成4年7月から同年9月まで

私の国民年金は、大学生当時に父が加入手続を行ってくれており、大学卒業後は厚生年金保険適用事業所を退職する都度、自身で国民年金保険料を納付していた。大学卒業後の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間における厚生年金保険から国民年金への切替手続に関する記憶が無いと説明している上、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が無く、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、国民年金手帳の記号番号が記載された別の年金手帳に関する記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 8 月

私の父は、申立期間①の私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②の保険料は自分で納付したかどうかは不明であるが、父又は自分が納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から保険料の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録により、申立期間①及び②に係る資格取得及び資格喪失の記録は平成 11 年 6 月に記録整備された結果生じた未納期間であることが確認できるなど、申立期間当時、申立人及び父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が無いと説明している上、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年2月から18年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年2月から18年3月まで

私は、平成17年夏ごろ、それまで滞納していた国民年金及び国民健康保険の保険料と翌年3月までの各保険料を当時居住していた区の出張所で一括納付した。そのときの納付金額は10万6,000円だった。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一括納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合の保険料額と大きく異なる。

また、申立人は、平成17年夏ごろに申立期間の保険料を当時居住していた区の出張所で納付したと説明するが、14年4月の国民年金制度の変更に伴い当該納付時点では申立期間の保険料を区出張所において納付することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間の前の平成16年1月31日に厚生年金保険の資格を喪失した後、社会保険事務所（当時）から申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われており、申立人が申立期間の保険料額を預金から引き出したとする17年7月時点より後の同年8月23日時点でも国民年金の加入手続きが行われていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 62 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月から 62 年 8 月まで

私が就職した会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、昭和 58 年 12 月に区役所で国民年金の加入手続を行うとともに口座振替による国民年金保険料の納付を行った。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額の記憶が無い上、申立人の妻は申立期間当時、申立人とは別に口座振替により保険料を納付しているが、申立人あての「国民年金保険料口座振替済のお知らせ」を見た記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在、厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳を所持しているものの、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明している上、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年5月から49年6月まで
私の母は、学生だった私が20歳になった昭和45年*月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする母親は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和51年9月ごろに払い出されていることが確認できる上、申立人の母親は、申立人の加入手続きを行った際にオレンジ色の年金手帳を交付されたと説明しており、申立人も現在所持しているオレンジ色の年金手帳が母親から渡されたものであるとしているが、オレンジ色の手帳は、申立期間後の49年11月以降に発行されたものである。

さらに申立人は当該手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から47年3月まで
私は、昭和47年4月ごろに町役場で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は特例納付を利用して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は昭和47年4月ごろに特例納付を利用して申立期間の保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は50年4月ごろに払い出されており、申立期間直後の47年4月から同年12月までの保険料が第2回特例納付により納付されていることが確認できるほか、申立人は申立期間当時大学生で国民年金の任意加入対象者であったが、任意加入した記録がなく、申立人が所持している年金手帳には、申立期間直後の47年4月1日に強制被保険者資格を取得した記載があり、申立期間は未加入期間となり、保険料をさかのぼって納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 57 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 57 年 1 月まで
私は、昭和 55 年 9 月の婚姻をきっかけに、区出張所で国民年金に加入し、加入後は国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 55 年 9 月に国民年金に加入し、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の 57 年 2 月に申立人が任意加入したことにより払い出されており、申立期間は未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することができないほか、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで
私は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の年金手帳は、昭和42年3月10日に当時居住していた区で再発行され、申立期間の夫の保険料は同年4月24日に印紙検認方式により1年分納付されていることが確認できるものの、申立人の年金手帳は、同年8月2日に再発行されており、上記納付日には年金手帳を所持しておらず、申立期間の保険料を納付することができなかったと考えられること、申立人の手帳が再発行された時点で、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人はさかのぼって納付した記憶が定かでないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 6 月から同年 9 月までの期間、12 年 4 月から同年 11 月までの期間及び 13 年 4 月の国民年金保険料については、免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 6 月から同年 9 月まで
② 平成 12 年 4 月から同年 11 月まで
③ 平成 13 年 4 月

私は、会社を退職するたびに、国民年金の免除申請のし、その後、社会保険事務所（当時）の窓口で未納期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の免除申請手続きの記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間は国民年金に未加入のため加入勧奨が行われ、最終的に申立人が「未適用者」として記録されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の国民年金の再加入し、免除申請の手続きをしたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間以外の 19 か月の申請免除期間の保険料が平成 17 年 3 月に追納されたことがオンライン記録で確認でき、申立人の銀行口座から当該日に 25 万円及び 30 万円の引き出しがあったことが確認できるものの、申立人は、上記 19 か月と申立期間を合わせて追納したとする金額に関する記憶が曖昧^{あいまい}であるなど、申立期間の保険料を追納したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請及び追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から37年11月27日まで
ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間に脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、申立期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から30年12月31日まで
② 昭和32年4月24日から33年4月1日まで
③ 昭和34年1月8日から35年1月1日まで

ねんきん特別便が届き、年金記録に誤りがあると思い確認したところ、申立期間に脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②及び③に係るものと2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているということは考え難い。

また、申立期間①については、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年12月31日の前後2年以内に資格喪失した者8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6名が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示があり、申立期間の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の31年2月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間②及び③については、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されて

いるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年3月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月26日から同年7月1日まで
② 昭和31年7月1日から36年10月10日まで

平成7年ごろ、社会保険庁(当時)の中央年金相談室で年金相談をしたときに脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給していないので記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の前後120名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月10日の前後2年以内に資格喪失した女性26名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、25名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

さらに、申立人の申立期間に係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年12月21日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から55年4月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同社に係る商業登記簿謄本に記載されている所在地、代表取締役及び二人の取締役の氏名が申立人の記憶とほぼ一致しており、取締役のうち一人は、「勤務期間は特定できないものの申立人を記憶している。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の取締役の一人は、「同社はD市在住の知人5、6人が集まって設立した会社であり、他の会社を運営しながら同社に携わっていた人もいた。」と供述しており、代表取締役及び取締役二人は、申立期間において他の事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる上、取締役の二人は、「同社において厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

さらに、A社は既に解散しており、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等が保存されておらず、代表取締役は死亡していることに加えて、申立人が記憶している当時の上司及び同僚の住所は不明であることから、同社における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から20年4月1日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。学徒動員により同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のB女学校在学中から昭和20年3月の卒業まで、A社に勤労働員学徒として勤務していたと申し立てしているところ、同女学校を引き継いだC高等学校は、同女学校から同社への学徒勤労働員の記録は確認できないが、申立人が記憶している級友の氏名が昭和42年の同窓会名簿により確認できると回答している。

また、申立期間当時にA社に勤務していた従業員は、学徒勤労働員として勤務していた学生が在学していた学校名を「B女学校」と回答しており、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名の右横に「学」の文字が記録されていることから、申立人は昭和19年7月1日から勤労働員学徒として同社に勤務していたことが認められる。

一方、学徒の勤労働員が通年化した後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者に該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月29日から58年4月1日まで
夫が経営するA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間と一緒に働いていた家族には加入記録があるのに、私だけ記録が無いのは納得できず、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において申立期間を含め継続して勤務しており、夫が同社の事業主で社会保険の書類は夫が記入し、自分が経理を担当し社会保険事務所（当時）に厚生年金保険に関する届出を行っていたとしているところ、申立期間当時に同社に勤務していた従業員の供述から判断して、申立人は申立期間に同社に継続して勤務していたと推認される。

また、申立人の夫である事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付していたとしている。

しかし、A社は昭和61年3月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社は既に解散していることから、当時の人事書類を保管していないと回答しており、事業主から申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人及び申立人の義母の二人が、昭和49年12月29日に同時に厚生年金保険被保険者の資格を喪失しており、かつ、50年1月13日に申立人及び義母の二人の健康保険被保険者証が同時に返納されている旨の記載があることが確認できる。

加えて、従業員の一人は、申立期間当時には石油ショックで仕事が減り、残業も無く時短操業となり、会社の景気は悪かった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて、確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
A社は法人であり、当然、社員を厚生年金保険に加入させなければならないにもかかわらず、加入させていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の採用条件通知書及び同社の平成 19 年 3 月分から同年 8 月分までの給与明細書により、申立人が 19 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該給与明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、採用条件通知書には、別途年金手当を支給する旨記載されており、A社は、厚生年金保険に加入させない代わりに、年金掛金手当を支給しており、本人もそれを了承の上入社していると回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立期間については国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 19 年 4 月 1 日であり、申立期間のうち同年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの期間は、同社では適用事業所となっていない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主が、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除していた事実があることが要件とされており、給与から厚生年金保険料が控除されていない場合については、特例法によるあっせんの対象とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 7 月 31 日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同事業所に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和 40 年 7 月 12 日から 42 年 1 月 31 日まで、A事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 43 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となっていない期間である。

また、A事業所が適用事業所となった昭和 43 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は、40 年ごろから同事業所に勤務していたが、当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になっていないことを知っていたと供述している。

さらに、A事業所の当時の事業主は既に死亡しており、申立人が記憶している上司及び同僚 3 名は、所在が不明のため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月ごろから47年2月ごろまで
A診療所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA診療所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したとするA診療所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、当時のA診療所の所在地であった地区を管轄するB医師会への照会により、同診療所の当時の所在地及び院長名は確認できたが、当該院長は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A診療所における上司及び同僚について、氏名を覚えているものの、所在が不明のため、これらの者から申立人の同診療所における勤務状況や厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年7月から32年ごろまで
② 昭和33年8月から34年ごろまで

A社（現在は、B社）及びC社に勤めていた両申立期間の厚生年金保険の記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に文選工として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の元従業員は、同社では文選工は臨時工のみであり、正社員はいなかったと供述しており、申立人及び当該元従業員が記憶する文選業務の責任者については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において確認することができなかった。

また、B社の総務担当者によると、当該期間当時の資料は残っておらず、当時の状況を知る者もないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について不明であると供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見られない。

申立期間②について、C社の元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人は文選工として同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の元従業員によると、当時の文選工は請負のような形で仕事をしており、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと供述している。

また、C社の取締役によると、当該期間当時の資料は残っておらず、当時の状況を知る者もないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について不明であると供述している。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者整理番号

に欠番は無く、訂正等の不自然な記載は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 31 日から 56 年 3 月 31 日まで
② 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 3 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①に本社営業部から同社B営業所に配属となったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、C社又はD社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にどちらかの事業所に営業部員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B営業所で昭和 56 年 3 月 31 日まで勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は既に解散し、当時の事業主は所在不明のため連絡を取ることができないため、申立人の当該期間における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がA社B営業所で一緒に勤務し、氏名を記憶している4名の従業員は、同社に係る事業所別被保険者名簿では確認することができず、申立人は、連絡先を覚えていないことから、同社B営業所における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、A社の当時の経理担当者は、「営業所勤務の営業社員については、昭和 51 年 7 月 31 日以降の会員募集時期には歩合制の報酬としたため、会社の方針により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることとなり、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除もしていなかった。」と供述している。

加えて、A社の当時の管理運営部門の担当常務は、「申立人は、会員権の販売の仕事で歩合制の営業社員として契約しており、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」と供述しているところ、同社の総務担当者は、「営業部は、所長、部長、課長

のほか数人の営業社員がいたが、営業社員は歩合制で正社員以外の身分であった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社又はD社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社及びD社は既に解散し、事業主は、所在不明のため連絡が取れないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、当該期間にC社又はD社の従業員であったことが確認できる者のうち、連絡可能な22人に照会したが、申立人を記憶している従業員はいないため、申立人の勤務状況を確認することができない。

さらに、上記の複数の従業員は、「営業社員については試用期間があった。」と回答しているところ、D社の当時の営業事務担当者は、「営業社員は、試用期間中に契約を取らないと正式雇用とならなかったように覚えている。また、試用期間中の健康保険は国民健康保険であり、厚生年金保険には加入していなかったような記憶がある。」と回答している。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、当該期間を含む平成8年6月から10年7月までの期間について、国民年金の法定免除期間と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月15日から33年6月1日まで
② 昭和34年2月1日から同年4月6日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、A社からB社へは期間を空けずに転職したが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には叔父の紹介で入社し、勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における複数の従業員の供述及び申立人が記憶している同僚から提出された昭和32年4月25日付けの写真から判断すると、入社日の特定はできないが、同年4月には申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記同僚から提出された写真から、申立人と同じ内容の仕事をしていた2名の従業員が確認できるが、そのうち1名の従業員は、自身のA社の入社日を昭和30年1月ごろと記憶しているが、オンライン記録において、厚生年金保険の資格取得日は32年6月1日と記録されており、当該者は、「入社してから厚生年金保険に加入するまでの期間について、仕事ができるようになるまで2年位かかるので、その期間は見習期間だと思う。」と供述している。

さらに、上記の写真を保有していた同僚は、自身のA社の入社日は昭和29年3月ごろと記憶しているが、厚生年金保険の資格取得日は同年7月29日と記録されており、同人は、「自分は病気のためすぐに社会保険に加入させてもらった。病気にならなかつたら、社会保険の加入日はもっと遅かっただろう。」と供述している。

加えて、上記の申立人と同じ内容の仕事をしていた従業員の一人名は、A社における入社日と厚生年金保険の資格取得日が一致しているが、このことについて、上記の写真を保有していた同僚は、「経験者採用の場合、すぐに厚生年金保険に加入させたと思われる。」と供述している。

これらのことから、同社では、実務経験者以外は試用期間があり、入社から相当期間は厚生年金保険に加入させない取扱いだったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、期間を空けずにA社からB社に転職したと申し立てている。

しかしながら、前述のとおり、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、また、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の同僚及び従業員に、申立人のA社における退職時期を確認したが、申立人の具体的な退職時期を記憶している者はいなかった。

さらに、B社は既に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会したところ、8名から回答があったが、申立人の同社における入社日を記憶している者はいなかった。

また、上記の従業員のうち、B社における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日に相違がある4名の従業員は、「入社日と被保険者資格取得日には2か月から6か月の空白期間があり、その理由は、試用期間中であったからである。」と供述しており、さらに、そのうち1名は、「試用期間中は、厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月3日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では営業事務に従事しており、申立期間に同社と一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚及び複数の従業員の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間同時に経理事務を担当していたとする従業員は、当時は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、事業主が従業員の人物を見極めて厚生年金保険に加入させていたと供述しており、このことは、同僚及び複数の従業員が、入社日から、1か月から7か月程度経過した後に厚生年金保険に加入していることとも符合する。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚及び複数の従業員に当時の職種を照会したところ、申立人と同じ職種であった者は確認できなかった。

加えて、A社は、昭和38年10月*日に解散のため厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間の一部において適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員社の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月25日から57年2月1日まで
② 昭和57年10月6日から同年11月1日まで
③ 昭和58年7月31日から同年12月1日まで

A社に事務職として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、B社に事務職として勤務していた期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間③当時、事業所の名称がC社からB社に変更されているが、C社から継続して勤務しており、職場や仕事の内容が変わった記憶は無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員社の判断の理由

A社の申立期間①及び②当時の事業主の妻及び同僚は、申立人は同社に継続して勤務していたとしていることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に解散しており、当該期間の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士に当該期間の取扱いについて照会したが回答は得られなかった。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において厚生年金保険の被保険者となっているのは当時の事業主及びその妻のみであり、申立人を含む当該期間に同社で勤務していた従業員は、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった記録は無い。

さらに、A社に係る雇用保険の加入記録は、オンライン記録と一致している上、上記の厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、申立期間①である昭和56年11月24

日及び申立期間②である 57 年 10 月 23 日に、健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、雇用保険の加入記録により、申立人が B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録により、B 社は昭和 58 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B 社では、当該期間の資料を保管していないことから、当該期間における保険料控除等は不明であるとしている。

さらに、B 社が適用事業所となる以前の昭和 58 年 8 月 1 日から勤務していたとする同僚二人について厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、いずれも 59 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者となっている。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年8月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も営業担当として継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚の供述により、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、昭和45年12月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の取扱いについて、確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、所在地の変更に伴い、昭和45年4月1日に全従業員の厚生年金保険の被保険者資格を一度喪失させ、多くの従業員については同日付けで再取得させているが、その際、同日付けで再取得させずに加入期間に空白期間の生じている従業員が申立人のほか13名いることが確認できる。これについて、前述の被保険者名簿において空白期間が無い者のうち、連絡先の把握できた12名に照会したところ、7名から回答を得たが、そのうち2名は、「申立期間当時のA社における社会保険の事務処理はずさんであり、申立人のような空白期間ができる可能性は十分にあり得る。」と述べている。

さらに、上述の回答のあった7名のうち、人事担当であった従業員1名は、「申立期間当時、A社は、少なくとも3,000名くらいの従業員が勤務していた。営業の人は営業所を転々としていたので、厚生年金保険の加入が漏れることはあり得たと思う。」と述べている。このことは、昭和45年4月1日からA社が適用事業所でなくなった同年12月12日までの期間における被保険者数は、1,510名であることから推測できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 1 月 16 日から 59 年 2 月 23 日まで
② 昭和 59 年 7 月 27 日から 61 年 4 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、実際に支払われていた給与支給額と相違している。申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は申立期間①の後の昭和 59 年 3 月 13 日から 7 月 26 日までの期間において雇用保険の基本手当を受給しているが、その際の離職時賃金日額 1 万 5,863 円を基に試算した報酬月額は 47 万 5,890 円となり、これに相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、A社が申立期間①当時において加入していたC基金（現在は、D基金）における申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A社において海外事業部の事務をしていた従業員は、「申立人は、ほかの社員とは違い、1年契約（更新あり）の嘱託社員で、申立期間①当時はコックとしてE国に建設会社の現地事業で働く日本人の食事を作るために派遣されていた。申立人の給与は、基本給とそれ以外の手当の2段階制になっていたと思う。」と述べている。

なお、B社の総務担当者は、「申立期間①当時の資料は一切残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人が提出した申立人の預金通帳により、昭和 60 年 8 月の給与振込額は 52 万 7,761 円であることが確認できるが、当該金額を基に試算した標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額となることが確認できる。

しかしながら、A社が申立期間②当時において加入していたC基金における申立期間②に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致している。

また、A社において海外事業部の事務をしていた従業員は、「申立人は、ほかの社員とは違い、1年契約（更新あり）の嘱託社員で、申立期間②当時はコックとしてF国に建設会社の現地事業で働く日本人の食事を作るために派遣されていた。申立人の給与は、基本給とそれ以外の手当の2段階制になっていたと思う。」と述べている。

なお、B社の総務担当者は、「申立期間②当時の資料は一切残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月まで
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
同社には昭和 37 年 4 月ごろから 1 年間くらい勤務していたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 38 年 7 月 1 日であり、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、「会社が厚生年金保険の適用事業所になる前に、保険料控除をすることは無かった。」と述べている。

さらに、前述の事業所別被保険者名簿から、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 7 月 1 日に資格取得した従業員 23 名のうち、住所が判明した 9 名に対して文書照会をしたが、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 9 月 30 日まで
② 昭和 54 年 10 月 1 日から 57 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 59 年 10 月 21 日から 60 年 3 月 2 日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主の回答により、申立人が申立期間①においてA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 6 月 6 日であり、A社は申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、前述の元事業主は、「申立期間①当時は個人事業所で、厚生年金保険に加入しておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

なお、申立人が記憶していた同僚 2 名は連絡先が不明であることから、申立人のA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立期間②のうち、昭和 54 年 11 月 21 日から 57 年 1 月 20 日までの期間については、申立人がB社に勤務していたと認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社が厚生年金保険の適用事業所となっ

た記録は無い。

また、申立人が記憶していた元同僚は、「私がB社に勤務していた期間には、私は国民年金に加入していた。会社は厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もしていなかったと思う。」と述べている。

なお、B社の元事業主は、「申立期間②当時の資料が無く、厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録及びC社の元事業主の回答により、申立人が、申立期間③においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 60 年 3 月 2 日であり、C社は申立期間③において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間③当時にC社において社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間③当時、C社は設立したばかりで厚生年金保険に未加入だったので、事業主に進言して同保険に加入してもらった。なお、加入前の期間には、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と述べている。

なお、C社の元事業主は、「申立期間③当時の資料が無く、厚生年金保険料を控除していたか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月1日から同年6月30日まで
② 昭和35年6月から同年12月まで
③ 昭和36年2月から39年3月まで

A社(現在は、B社)、C社(現在は、D社)及びE社に勤務した申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も申立人を知らず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年7月1日となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿と一致していることが確認できる。

なお、B社は、「申立期間①当時の関係資料等は無く、当時のことを知る者はいない。」旨回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険について確認することができなかった。

申立期間②については、D社は、「申立期間②当時の厚生年金保険及び健康保険組合に係る名簿を調べたが、申立人の氏名は見当たらなかった。申立人は、同社に勤めていたかもしれないが、厚生年金保険に加入はしていなかったと思われる。同社の人事名簿には正社員の記録はあるが、臨時工及び季節工の名簿は残っていない。申立人の氏名は正社員の名簿にも無かった。」旨回答している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、いずれの従業員も申立人を知らず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに

ついて確認することができなかった。

申立期間③については、E社に勤務していた従業員の供述から判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社に勤務していた従業員は、「自分は、入社後5年間は見習、その後5年間は職人として勤務したが、厚生年金保険に加入したのは退職の1年ほど前からだった。」旨、また、申立人を記憶している従業員は、「自分の厚生年金保険の加入は入社から3年程経過してからであった。職人仲間で誰が厚生年金保険に加入していたかは分からない。」旨、各々供述しており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

なお、E社は既に適用事業所になっておらず、元代表者及び当時の社会保険担当者とされる者の住所を特定することができないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月26日から48年5月29日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には48年5月29日まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人を含む複数の従業員の厚生年金保険加入記録と雇用保険加入記録は合致している上、当該複数の従業員に自身の退職時期について確認したところ、いずれも厚生年金保険と雇用保険の喪失時期は同時期であるとしており、当該従業員から、厚生年金保険被保険者資格喪失後の事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届は昭和47年9月6日に届出され、当該届出の際に申立人の健康保険証が返納されている旨の記載があることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、B年金事務所は、申立人の国民年金の資格取得日を昭和47年8月26日とする国民年金記号番号が、48年1月ごろに払い出されていることが推認できるとしている。

なお、A社は、当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 9 日から 38 年 6 月 10 日まで
A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元代表者の親族及び申立期間当時、同社に勤務していた従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人は、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、A社の現在の代表者は、当時の資料が無く、申立人の勤務実態は分からないが、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所になっていないとしている。

さらに、A社に勤務していた従業員は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては不明としているため、当該従業員から、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月1日から56年3月1日まで
② 昭和56年3月1日から同年6月22日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれも勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の当時の上司及び同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は、「自分は、雇われ社長であり、実務には関与しておらず、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、上記の上司は、「申立期間当時、A社の従業員は厚生年金保険及び雇用保険は同時に加入させていた。」と供述している。このことは、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員の雇用保険の加入状況を確認したところ、全員が雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録がおおむね一致していることが確認できることから裏付けられ、当時、同社では、従業員について、厚生年金保険と雇用保険の両方に同時に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。一方、申立人については、A社において雇用保険に加入した記録が認められず、同一の会社において、厚生年金保険と雇用保険の両方に加入させる取扱いと、雇用保険には加入させず、厚生年金保険のみに加入させる取扱いが併存して実施されていたとは考え難いことから、申立人は、同社において厚生年金保険にも加入していなかったと考えるのが自然である。

さらに、上記被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、記録訂正等の形跡も無いことから、申立人の記録が失われたとは考え難く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和56年6月22日であり、申立期間は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、B社は、平成13年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者は既に死亡していることから、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和56年6月22日）に被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先が判明した複数の従業員に照会したところ、いずれも申立期間②当ても厚生年金保険料を控除されていたことについて確認できなかった。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険の標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

また、申立期間③について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月1日から13年9月1日まで
② 平成13年9月1日から14年1月31日まで
③ 平成14年1月31日から15年3月1日まで
④ 平成15年3月1日から16年5月31日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②及びB社に勤務した申立期間④の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の手取額約52万円より低く記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。また、C社に勤務した期間のうち、申立期間③の加入記録が無いが、同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の住所地の所轄税務署から提出された平成13年分の所得税の確定申告書の内容から、同年1月から同年8月までの期間については、標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料控除額を確認することができる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

また、申立人は、平成13年7月から15年8月までの期間において、A社及びB社の代表取締役であったことが商業登記簿謄本から確認できる上、A社及びB社の当時の代表者（ただし、申立人が代表取締役であった期間を除く）並びに申立人が記憶し

ている複数の同僚は、いずれも「申立期間①当時、申立人は社会保険関係の事務手続及び経理関係事務を一括して担当し、役所に対する各種届出などすべて申立人自身が行っていた。」と供述している。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうち二人が、「当時、申立人は経理部長であり、社会保険事務も担当していた。」と供述していることから判断して、申立人は、申立期間①当時、同社の社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、平成13年分について、オンライン記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額（44万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 2 申立期間②について、申立期間①と同様に、上記平成13年分の所得税の確定申告書の内容から、標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料控除額を確認することができる。

しかし、C社における申立期間②当時の代表者、同僚及び従業員の供述から、申立期間当時、申立人は社会保険関係の事務手続及び経理関係事務を一括して担当していたことが認められることから、上記1に記載のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められ、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 3 申立期間③について、C社における当時の代表者、同僚及び従業員の供述により、申立人が当該期間も同社に勤務していたことは認められる。

一方、オンライン記録により、申立人のC社における資格喪失日は平成14年1月31日と記録されているが、当該記録は、同年10月の算定処理を取り消され、15年3月31日付けでさかのぼって処理されていることが確認でき、同社における23名の従業員について、申立人と同様の処理がされていることが確認できる。

しかし、上記2に記載のとおり、当時の代表者、同僚及び従業員の供述により、申立人は申立期間③当時、C社において代表者及び取締役のいずれでもなかったものの、社会保険関係の事務手続及び経理関係事務を一括して担当していたことが認められることから、当該喪失処理を含めた社会保険事務について一定の権限を有していたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該事務の執行に当たっていた申立人が自らの資格喪失日に係る訂正処理に職務上関与しながら、この処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の

訂正を認めることはできない。

また、申立期間②と同様に、平成 14 年分の所得税の確定申告書の内容から、標準報酬月額 44 万円に相当する厚生年金保険料控除額を確認することができるものの、上記 1 に記載のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人から提出された平成 16 年分の所得税の確定申告書には、社会保険料控除額として約 25 万円が記載されているが、申立人の住所地の所轄税務署から提出された平成 16 年分の所得税の確定申告書では社会保険料控除額は認められず、記載内容が大きく異なっており、申立人から提出された関係書類の中には、書類の^{しんぴょうせい}信憑性も疑わせるような部分も確認できることなどから、これらの提出書類により厚生年金保険料の控除を認めることはできない。

また、仮に、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが認められる場合であっても、B社の当時の代表者、同僚及び従業員の供述により、申立人が同社の代表取締役であり、社会保険関係の事務手続及び経理関係事務を一括して担当していたことが認められることから、上記 3 に記載のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

- 5 なお、当委員会における本件調査・審議の終盤において、申立期間①、②、③及び④に係る勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認するとともに、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当するか否か、提出資料の^{しんぴょうせい}信憑性を確認するための資料入手経路、資料原本の確認等を行うため、申立人に繰り返し照会し、本人からの意見陳述の場への参加を求めたものの、それに対する申立人からの回答は無かった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 26 日から 44 年 1 月 15 日まで
② 昭和 44 年 1 月 16 日から同年 3 月 30 日まで

A 大学（現在は、B 法人 A 大学）C 部に事務補佐員として勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同大学に、各申立期間の在職が確認できる人事異動通知書が保管されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 大学の人事異動通知書により、申立人が申立期間①及び②において、同大学 C 部に事務補佐員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、A 大学 C 部は厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、B 法人 A 大学は、「昭和 44 年 4 月以降の厚生年金保険の手続関係は、A 大学事務局で一括して行うようになったが、それ以前の期間は、厚生年金保険の加入手続等については、各部局ごとに独自に行っており、その取扱いは部局により異なっていた可能性がある。C 部が厚生年金保険の適用事業所になっていない理由は不明であるが、適用事業所になっていないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除することは考え難い。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚を記憶しておらず、A 大学事務局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人同様、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したところ、そのうちの 4 人は、「昭和 44 年 3 月以前から A 大学 C 部に事務補佐員として勤務していたが、厚生年金保険料を控除されていたか否かは覚えていない。」と供述しており、申立人同様、申立期間の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除

については確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 26 日から 63 年 3 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたはずであり、昭和 63 年分の確定申告書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の営業担当責任者及び同僚の供述により、申立人は昭和 62 年 11 月ごろから同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人から提出された昭和 63 年分の所得税の確定申告書に記載されている社会保険料の額は、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得時(昭和 63 年 3 月)における標準報酬月額を基に算出した社会保険料の約 1 か月分に相当する額であり、加入記録のある 63 年 3 月分のみ保険料額であると認められ、申立期間について、厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

また、A社は、既に解散しており、当時の従業員に係る資料が入手できず、当時の代表者は、「申立人の厚生年金保険の加入状況については不明である。」と供述していることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、いずれも申立人の厚生年金保険の加入状況等については確認できなかった。

加えて、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入期間の記録と一致しており、申立期間の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月から31年4月21日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い。同社には昭和29年9月から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和29年9月から継続して勤務していたとしている。

しかしながら、B社から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日(昭和31年4月21日)は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致している。

また、B社の現在の事業主に申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について照会したが、事業主は、「当時から厚生年金保険の事務手続はしっかり行っており、「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の記載内容のとおり、申立人は昭和31年4月21日から厚生年金保険に加入していることは間違いなく、それ以前については厚生年金保険の保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で申立期間に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したが、申立人を記憶している者はいるものの、申立人の勤務開始時期等について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月26日から同年4月1日まで
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が平成3年4月1日から現在まで同社に継続して勤務していると回答していることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間は申立人の父が事業主であり、現在は兄が事業主となっているが、同社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について不明であると回答している。

また、申立期間同時に勤務していた従業員4名に照会したところ、1名は、申立人のことは知っているが、申立期間の厚生年金保険の取扱いについて記憶していないとしており、もう1名は、申立人のことも厚生年金保険の取扱いもよく分からないとしており、ほかの2名からは回答が得られなかったことから、これらの者から申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間当時の社会保険担当者に厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は平成4年1月26日に厚生年金保険の資格を喪失し、同年2月18日に健康保険証が回収されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 30 日まで
A事業所に勤務した期間の加入記録が無い。2年間正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、勤務期間を特定することはできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A事業所の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録によれば、A事業所の事業主は昭和 45 年 5 月 1 日から 62 年 7 月 1 日までの期間において厚生年金保険の加入記録は無く、また、上記同僚についても、派遣元会社であるB社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

加えて、上記同僚は、A事業所に採用された従業員は厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
A 事務所（現在は、B 法人）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同事務所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB法人の回答により、申立人が申立期間においてA事務所に勤務していたことが認められる。

しかし、B法人は「中途採用の場合には、翌月初めに厚生年金保険の加入手続をしていたことがあった。」と供述しているところ、A事務所に係るオンライン記録において、昭和 60 年 4 月 1 日から平成元年 12 月 1 日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む 26 人全員が、各月の 1 日付けで資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録において申立人と入社日が近いことが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員のうち 1 名は、「厚生年金保険の加入は入社 1 か月後くらいであった。」と供述をしており、他の 1 名も「自分は 8 月 25 日に入社したが、厚生年金保険の加入は 9 月 1 日とされており、保険料は厚生年金保険加入の翌月から控除された。」と供述している。

さらに、申立人について、A事務所が加盟しているC健康保険組合の被保険者資格の取得日が昭和 62 年 9 月 1 日と記録され、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11652 (事案 3671 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 26 日から同年 11 月 3 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録を訂正できないとの通知を受けた。そのため、今回新たに、各申立期間当時に同社で一緒に勤務した同僚 1 名の氏名を記載した資料を提出するので、再度調査して各申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の供述により、申立人は、申立期間①当時、同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社は、昭和 36 年に工場兼事務所が火事により全焼し、当時の資料を保管しておらず、申立人の当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、当時のA社の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間については分からない。また、当時はしばらく様子をみてから厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、申立人と同期入社と同僚は「昭和 34 年 3 月に入社しているが、厚生年金保険には入社して 8 か月後に加入しているので、当時は試用期間があったと思う。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上記同僚の資格取得日は供述のとおり、昭和 34 年 3 月から 8 か月後の同年 11 月 3 日であることが確認できる。

申立期間②について、A社は、「申立人の当該期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。」と回答している。

また、上記被保険者名簿から厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従

業員は、「申立人がA社で勤務していたことは記憶しているが、勤務期間や退職日については分からない。」と供述している。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人の被保険者資格の喪失年月日欄には「39.6.1」の記載があり、昭和39年の標準報酬月額算定基礎届を提出する必要がある同年8月1日には、A社には在籍していなかったと考えられる。

以上の理由から、申立期間①及び②については、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、上記通知に納得できず、新たな情報として、「各申立期間と一緒に勤務していたとする同僚の氏名を記載した資料を提出するので再調査してほしい。」と再申立てを行っているところ、当該同僚は既に死亡しており、申立期間①及び②に係る申立人の勤務期間や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月17日から35年7月31日まで
年金記録確認東京地方第三者委員会からの同僚調査で、私のA局に係る資格喪失日が昭和33年12月16日であることが分かった。
私はA局のB課内でC出張所に異動したので、その間の記録が漏れたのではないかと思われる。同局には次の勤務先に勤務する直前の昭和35年7月31日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人は、A局において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和33年12月16日以降も同局に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同じく昭和32年4月に入局した非常勤職員で、33年12月まで在籍していた36人のうち、翌年4月に退職が決まっていた1人を除く35人全員が同年12月16日に一斉に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間当時に申立人と同様の業務に就いていた複数の同僚も、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員に照会したところ、複数の者が昭和33年12月ごろに臨時職員から雇員に任用替えがあった旨供述している。

さらに、上記従業員から提出のあった申立期間当時の給与明細書では、昭和34年1月からは、厚生年金保険料は控除されておらず、共済組合の掛金が控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人についても、昭和33年12月16日以降もA局において厚生年金保険料を控除されていたことは考え難く、同日に厚生年金保険の資格を喪失した

と考えるのが自然である。

加えて、申立人はA局B課内でC出張所に異動したとしているところ、同出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月30日から30年12月30日まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではトラック運転手助手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における具体的な業務内容及び同社の被保険者名簿で確認できる同僚二人の氏名を正確に記憶していることから、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、同社が保管する「厚生年金台帳」に申立人の記録が無いことから、厚生年金保険の被保険者としての届出は行っていなかった旨供述している。

また、A社の現在の総務担当者は、「当時、管理職であった者の話によると、現場作業員は臨時で雇用し、勤務成績等により本採用としていたが、それまでは厚生年金保険に加入させていなかった。当該現場作業員の中には、本採用に至らなかった者も多かったようだ。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる従業員18人に照会したところ、そのうち二人から上記総務担当者と同様の回答があり、また、そのうち、8人について、自身が記憶している入社日と厚生年金保険の資格取得日に2か月から1年半の差異があることが確認できることから、同社は入社から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から35年4月15日まで
A庁(現在は、B省)C本部に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同庁同本部には暫定期間後に正規職員として登用するとのことで入所したが、その後登用が無いため退職し、大学に入学した。大学の授業が始まる直前まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C本部から提出のあった在職証明書により、申立人が昭和32年9月1日から35年4月15日までの期間において、A庁C本部に事務補助員として勤務していたことが確認できる。

しかし、B省C本部は、「申立人の厚生年金保険への加入等に関する資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除について不明。」と回答している。

また、A庁C本部D研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同じく昭和33年7月21日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している47人の従業員のうち、中途退職者を除く36人全員が、34年7月1日又は2日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記36人のうち、住所が判明した6人に照会したところ、そのうち3人は厚生年金保険の資格喪失後、昭和34年7月に共済年金に加入したとの回答があり、残る3人のうち2人についても、オンライン記録から同月に共済年金に加入していることが確認できる。

以上のことから、申立人についても、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、共済年金に加入したことも考えられるが、B省C本部は、「申立人の共済年金の取扱いについては、確認できる資料が無く不明。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月から36年3月まで

A社(現在は、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には義兄の紹介で入社し勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA社に勤務していた旨主張しているが、B社は、「当時の資料を保管しておらず、申立人のA社における在籍期間及び給与からの保険料控除等については、分からない。」と供述している。

また、申立人は、義兄の紹介でA社に入社した旨供述しているところ、義兄については、同社に係る事業所別被保険者名簿において申立期間を含め被保険者記録が確認できるものの、同人から供述が得られず、申立人の同社における勤務状況等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時のA社の同僚を記憶していないため、上記被保険者名簿で申立期間の勤務が確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

加えて、上記被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間中の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 39 年 3 月 1 日）より後の昭和 39 年 4 月分から同年 7 月分までの給料支払明細書において、健康保険料及び厚生年金保険料として給与から控除されている金額の合計額と一致する金額が、同年 9 月分の同明細書において「社会保険料差引分」として、申立人に還付されていることが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 36 年 9 月分の給料支払明細書では、給与からの保険料控除が無いことから、A社においては給与からの厚生年金保険料は翌月控除の取扱いであったことがうかがえるところ、39 年 8 月分の同明細書においては、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年4月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社の厚生年金保険の加入記録がある同僚と一緒に働いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業主は、「既に年金受給者であった申立人の希望により、入社時から厚生年金保険に加入させず、その保険料を給与から控除していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録によると、申立人について、A社に入社直前の平成7年9月1日に年金受給手続を行っており、同年10月5日に国民年金・厚生年金保険年金証書が発行されていることが確認できることから、事業主の供述と符合する。

さらに、国民健康保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含む平成7年9月1日から20年4月2日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11764 (事案 1918 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月から27年8月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から記録訂正のあっせんは行わない旨の通知があった。しかし、今回新たに、同僚二人の姓又は名を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は既に解散しており、同社から申立人の勤務実態を確認することができないこと、申立人が記憶している同僚等からは、申立人の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかったこと等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たっても、申立人は、申立期間に係る勤務事業所について、A社のB営業所又はB工場という名称であったとしているが、今回、申立人が記憶している事業所の状況と同社の当時の従業員の供述から、申立人が申立期間当時に勤務していた事業所は、B営業所又はB工場という名称ではなく、C工場という名称であったことが確認できるとともに、複数の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA社C工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人を記憶している従業員において、A社C工場における申立人の厚生年金保険の加入状況については不明としており、また、申立人を記憶していないが、申立人と同様な通訳の業務に携わり、申立期間当時、同社同工場で厚生年金保険の被保険者資格を有していた者は、同社本社で試験を受け採用されたので、申立人のように同社同工場で試験を受け採用された者の厚生年金保険の加入状況については不明であると供述

している。

また、申立人が当初名前を挙げた同僚3人について、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により再度確認したところ、二人は確認できたものの、一人は既に死亡しており、もう一人は連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、今回、申立人が新たに同僚として挙げた二人については、同名簿により、一人は確認できたものの、連絡先が不明であり、もう一人は確認できないことから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、同名簿によると、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和27年4月1日から同年7月30日までの期間であることから、申立期間のうちの一部の期間については、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 11765 (事案 3872 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から29年2月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から保険料控除を確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正のあつせんはできないとの通知があつた。

しかし、年金記録が消えてしまったことに納得ができず、本名とは別のBという名前を使用していた時期があるため、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、同僚二人の供述により、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるものの、同社の当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料控除等については確認することができないこと、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員5人は、入社後相当期間(最短7か月、最長24か月)経過後に資格取得しており、そのうちの二人の従業員は、同社では従業員が入社してすぐには厚生年金保険には加入させていなかったと供述していること、また、別の従業員は、当時は社会保険への加入について関心が薄く、会社も加入したいと言わなければ入れてくれない感じだったと供述していること等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、本名とは別のBという名前を使用していた時期があるため、再度調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、申立人がA社でBという名前を使用していたことを記憶している従業員を確認できたが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、Bという名前は無い。

また、今回新たに照会したA社の従業員は、給与の手取り金額が減るため厚生年金保険の加入を希望しない者もあり、同社では従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではないと思うと供述している。

さらに、申立人から提出されたA社の懇親会であるC会の名簿に記載された36人のうち8人は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認することができない。

そのほか当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和28年4月に入社したとしている。

しかしながら、この入社時期についての申立人の記憶は明確なものではなく、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和28年6月1日と記録されている従業員の一人名は、申立人と一緒に同年6月1日に入社したと供述しており、当時、社会保険事務を担当していた者も、申立人と当該従業員は同時期に入社してきたと供述するとともに、厚生年金保険への加入手続は入社時に行っていたと供述している。

一方、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から42年6月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、申立人が、申立期間内において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立期間当時、A社において、入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が、数か月から数年相違する複数の従業員があり、従業員の中には、同社には試用期間があった、事業主が従業員の勤務状況等を勘案して、厚生年金保険の加入手続を行っていたと供述する者がある。

また、A社は、昭和42年6月1日にB厚生年金基金に加入しているが、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人を含む30人の従業員が同日に同基金に加入するとともに、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、昭和41年9月に入社したとする従業員は、42年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、当該従業員から提出された給料支払明細書から、被保険者資格を取得する前の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、事業主の連絡先は不明であるため、同社の清算人に照会したが、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができず、また、申立人が同僚として名前を挙げた者は既に死亡しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月から25年10月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和25年4月27日発行のA社の身分証明書から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚は、A社には見習期間があったと思うと供述している。

また、A社は既に解散しており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も死亡しているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月から28年7月1日まで
② 昭和30年2月28日から35年まで

A社に勤務した期間のうち、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和27年4月から35年まで勤務していたので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人と同じ昭和27年4月にA社に入社したとする従業員及びその従業員より1年後に入社したとしている従業員の厚生年金保険の資格取得日は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、入社日から数か月後となっていることが確認できることから、同社では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、A社は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人がA社を退職したとする昭和35年に在職していたとする従業員3人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、31年5月31日から34年3月2日までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、そのうちの一人の従業員は、申立人が当該3人の従業員より先に退職したと供述している。

また、同名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従

業員に申立人の勤務状況等を照会したところ、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はいなかった。

さらに、A社は、申立人の申立期間に係る当時の資料を保存しておらず、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 12 日から 38 年 7 月 30 日まで
② 昭和 52 年 6 月から 57 年 12 月まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両期間とも勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社から提出された人事記録から、申立人が昭和 37 年 12 月 18 日から 38 年 2 月 28 日までの期間は臨時雇、同年 3 月 1 日から同年 7 月 29 日までの期間は臨時補充員、同年同月 30 日からは事務員としてA社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 60 年 4 月 5 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていないほか、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたという明確な記憶が無い旨供述している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務して厚生年金保険に加入していた旨申し立てている。

しかし、B社の当時の総務課長は、申立人と雇用契約を締結したが、その雇用契約において、申立人の労働時間は午前 10 時から午後 4 時までであり、厚生年金保険の加入対象とならない契約内容であったため、厚生年金保険の加入手続を行っておらず、給与から厚生年金保険料も控除していないと供述している。

なお、申立期間②のうち昭和 52 年 6 月から同年 12 月までの期間は、国民年金の保険料納付済期間、53 年 1 月から 57 年 12 月までの期間は、国民年金の法定免除期間となっている。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月ごろから23年ごろまで
A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い。同社には、現場監督の仕事で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B支店在職当時の詳細な供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社労務部より分離独立したC社では、「正社員であれば、資格取得手続及び資格喪失手続はきちんと行われていたと思う。申立人がA社の正社員であれば厚生年金保険の加入記録があるはずである。当時は正社員に採用される基準が厳しく、申立人は見習期間のまま退職した可能性が高い。」と供述している。

また、A社は、「申立期間当時の正社員の記録は、人事原簿として保管しているが、申立人については記録が無く在籍が確認できないため、申立人は、申立期間に同社における正社員でなかった可能性が高い。また、(同社としては)入社後一定期間経過後に正社員として採用していた。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間当時における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない上、申立人が記憶する元従業員の一人は「申立人を覚えていない。申立期間当時は、(元従業員自身は)臨時社員として入社し、相当期間経過後に本採用となった。臨時社員は厚生年金保険に加入しておらず保険料の控除は無かったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年2月23日から56年11月1日まで
② 昭和60年3月21日から62年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。しかし、当該期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、B社の回答及び同僚の供述により、入社日は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の当時の給与事務担当者及び同僚は、「当時の賃金支払方法について、タクシー運転手はその日の売上げの中から給与分を持ち帰るという日払方式も採用していた。」と回答しており、申立人自身も「入社当初から日払方式だった。」旨の供述をしているところ、当時の給与事務担当者は、「日払方式の運転手については、厚生年金保険に加入の届出はせず、給与から保険料を控除しなかった。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格取得日である昭和56年11月1日付けで、申立人の他に46名が資格取得していることが確認できるところ、当時の事務担当者は、「厚生年金保険の未加入が多く、行政指導があったことにより一斉に加入させたと思う。」と供述している。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の供述により、申立人が継続して

A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人のA社におけるオンライン記録及び事業所別被保険者名簿によると、同社において昭和60年3月21日に資格を喪失後、同年4月23日に申立人の健康保険証が返納されたことが確認できる上、雇用保険の資格喪失日もオンライン記録と一致していることから、当該期間当時、申立人について、資格喪失に係る事務手続がなされたことがうかがえる。

また、申立人と同様に、A社に継続して勤務していながら、同社の被保険者資格を喪失し、資格を再取得するまでの期間が未加入となっている者が複数名確認でき、当時の同僚は、「当該期間当時、同社の経営状態が悪く、社会保険料を滞納し、厚生年金保険に加入させない従業員がいた。」と供述していることから、同社において日払方式に変更し、従業員の被保険者資格を一時的に喪失させる取扱いがなされていたことがうかがえる。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 5 月 6 日から 60 年 4 月ごろまで
申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間についてはA社に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料が控除されていたと思うので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から、申立人は昭和 57 年 5 月 6 日から 59 年 9 月 20 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったことは無く、A社の事業主は、「雇用保険には加入していたが、厚生年金保険の適用事業所ではないので、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立人から提出のあった昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は厚生年金保険料が含まれておらず、雇用保険料相当の金額であることが確認できる上、当時の同僚は、「当時の給与明細書において雇用保険料のみ控除されており、厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から31年2月1日まで
② 昭和31年2月1日から38年6月1日まで
③ 昭和39年2月18日から41年12月4日まで

ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和44年12月2日の直前の同年10月1日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した記録が記載されている上、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から31年10月1日まで
A社の加入期間については脱退手当金を受給したような記憶があるものの、B社の加入期間は受給した覚えが無いので、当該期間について脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給する場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人はA社の被保険者期間のみを脱退手当金として受給したとしているところ、オンライン記録により、申立期間であるB社の被保険者月数 37 か月とA社の被保険者月数 48 か月を合算した 85 か月を基礎として支給されていることが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に氏名変更されており、このうち厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更処理日は昭和 38 年 2 月 1 日と記載されているが、申立期間の脱退手当金は同年 6 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月6日から32年11月10日まで
申立期間当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金は受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び事業所別被保険者名簿には昭和33年3月24日に氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金は同年3月3日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和33年3月3日に支給決定されており、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月3日から41年3月21日まで
60歳になったときに自分の年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年3月21日の前後3年以内に資格喪失した者28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち20名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和41年6月9日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 3 日から 46 年 11 月 5 日まで
② 昭和 46 年 11 月 5 日から 47 年 12 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社に継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の複数の元従業員は、「当時、申立人が在籍していたか否かは不明である。」旨供述していることから、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和 47 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「入社後、すぐには厚生年金保険に加入しておらず、健康保険証を受け取った記憶も無く、当社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 47 年 12 月 1 日より前に、給与からの保険料控除も無かった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間①において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

申立期間②については、申立人が勤務したとするB社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記の記録を確認することができない。

また、申立人は、「B社の当時の代表者及び同僚の氏名を記憶していない。」旨供述

していることから、代表者及び同僚への照会ができず、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成10年2月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社からの振込入金を確認できる預金通帳から判断すると、申立人は、少なくとも、昭和59年5月から平成3年6月までの期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の社会保険担当者は、「当時、当社において、厚生年金保険の被保険者の資格を有していた従業員は、正社員に限っており、申立人のような職務については、嘱託社員契約で採用していた。」旨供述している。

また、申立人は、国民健康保険の加入記録によると、申立期間を含む昭和54年9月1日から平成20年4月2日まで国民健康保険に加入していることが確認できる上、オンライン記録によると、昭和59年6月から61年9月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成4年3月30日から10年2月までの期間については、4年当時、厚生年金保険法では被保険者となり得るのは65歳未満の者とされており、オンライン記録によると、申立人は、同年*月*日に65歳に到達したことにより、制度上、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年9月1日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者は、「当時の人事記録が無いので、申立人の在籍は確認することができなかった。」旨供述している上、A社の当時の代表者は既に死亡し、社会保険担当者は所在不明であることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員及び申立人の記憶する元派遣従業員に照会したが、「申立人とは一緒に働いたことが無い。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として同社に勤務していたことを確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間において、A社から健康保険証を受領した記憶は無い。」旨供述している。

さらに、申立人及びA社の同僚(実姉)は、厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、昭和30年9月1日に連番で番号が払い出されており、これは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同人らの資格取得日(同年9月1日)と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 26 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は、自身が代表取締役になり、設立した会社である。代表取締役として申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 7 月からA社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無く、申立期間を含めて同社の代表取締役を辞任したことも株主総会で退任したこともないと主張している。

しかし、商業登記簿謄本によれば、申立人は昭和 55 年 8 月 10 日に代表取締役を辞任後、56 年 3 月 31 日に取締役を辞任しており、同年 11 月 27 日から 58 年 11 月 27 日までの期間に取締役に再び就任していたことが確認でき、取締役の就任期間とオンライン記録の被保険者期間がほぼ一致している。

また、A社の元事業主は、「申立人が昭和 56 年 3 月に取締役を辞任したときに申立人とフルコミッションの契約に変更した。」旨供述しており、申立人も「B県を重点的に営業するために住所をB県に移したときにフルコミッションの出来高払い給与にした。」旨供述していることから判断すると、申立人の申立期間における同社との契約関係に変更があったものと認められる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 56 年 3 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 11 月 1 日に再度資格を取得し、57 年 4 月 1 日に再度資格を喪失と記録されている上、健康保険被保険者証番号は連続しており、不自然な欠番や訂正箇所は、見当たらないことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から43年4月までのうちいずれの年も10月から4月までの7か月間
② 昭和43年11月から45年4月までのうちいずれの年も11月から4月までの6か月間
③ 昭和45年11月から46年4月まで又は同年10月から47年4月まで

A社に勤務した申立期間①及び③、B社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に正社員で採用され、酒造の仕事に従事したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和38年10月から43年4月までのうち、いずれの年も10月から4月までの7か月間ともA社に勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録から、申立人が39年11月18日から40年4月25日までの期間、同年11月17日から41年4月28日までの期間及び同年11月17日から42年4月22日までの期間については同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人がA社に勤務していたと申し立てている昭和38年10月から39年4月までの期間については、雇用保険に加入記録は見当たらず、また、42年11月14日から43年4月16日までの期間についても、雇用保険の加入記録は無く、B社での加入記録が確認できる。

さらに、A社の代表者は、「清酒製造期間だけの住み込みの季節的雇用の者については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人が直接使用されていたとする使用責任者も既に死亡していることから、この者からは申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①に加入記録のある16人の従業員に照会したところ8人から回答があったが、いずれも申立期間①を通して申立人を記憶していなかった。

その上、回答のあった上記従業員の一人は、短期雇用の者は厚生年金保険に加入していない旨供述しており、A社に係るオンライン記録からも、厚生年金保険被保険者の資格取得と喪失を繰り返す短期雇用の者は、申立期間①当時には厚生年金保険の加入記録が無く、昭和46年11月から厚生年金保険に加入し始めたことが確認できることから判断して、同社では、季節的雇用者については申立期間①当時、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

一方、申立期間①のうち、B社における申立人に係る雇用保険の加入記録がある昭和42年11月14日から43年4月16日までの期間について、B社に係るオンライン記録では、申立人は、当該期間における同社の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できず、厚生年金保険の資格取得と喪失を繰り返す短期雇用の者は、43年11月から厚生年金保険に一斉に加入し始めたことが確認できる。

なお、申立人は、「地方出身者は国民健康保険に加入していなければ採用されない。」と供述しているほか、昭和39年2月から申立期間①を通して国民年金の保険料納付記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和43年11月から45年4月までのうち、いずれの年も11月から4月までの6か月間ともB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録から、43年11月6日から44年4月17日までの期間及び44年11月9日から45年4月20日までの期間について、申立人のA社における加入記録が確認できる。

また、B社は、申立人を知らないと回答しているほか、同社から提出された、季節的雇用者の所在地の町長あてに、同町から働きに来ている季節的雇用者が厚生年金保険に加入したことを証明するため発行した「国民年金・健康保険被保険者資格異動証明」には、申立人の氏名が記載されていない。

さらに、B社に係るオンライン記録から申立期間②に加入記録のある8人の従業員に照会したところ、4人から回答があったが、申立期間②を通して申立人を記憶している者はおらず、申立人が直接使用されていたとする使用責任者の氏名を申立人は記憶していないことから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、A社の代表者は、「清酒製造期間だけの住み込みの季節的雇用の者については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している上、申立人が申立期間①

当時において直接使用されていたとする使用責任者は、既に死亡していることから、この者からは申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A社に係るオンライン記録によれば、厚生年金保険被保険者の資格取得と喪失を繰り返す短期雇用の者は、昭和46年11月から厚生年金保険に加入し始めたことが確認できる。

なお、申立人は、「地方出身者は国民健康保険に加入していなければ採用されない。」と供述しているほか、申立期間②に係る昭和43年11月から44年6月までの期間及び44年8月から45年8月までの期間、国民年金の保険料納付記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は昭和45年11月から46年4月まで又は同年10月から47年4月までのいずれかの期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間③に係る昭和45年9月1日から同年12月26日までの期間については、別の会社において厚生年金保険の加入記録がある上、当該期間における雇用保険の加入記録が上記厚生年金保険の加入記録（会社名を含む）と一致しているほか、45年12月27日以降の期間において、申立人に係る雇用保険の加入記録が無いことから、申立人が申立期間③当時にA社に勤務していたことを確認することができない。

また、申立人が主張する申立期間③について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和46年11月から短期雇用の従業員を厚生年金保険に加入させている記録が見られるものの、同被保険者名簿において、申立人についての加入記録が見当たらず、このことについて、同社では、現在となつては、申立人を含め申立期間③当時に短期雇用の従業員について厚生年金保険の加入の扱いをどのように区分していたか不明と回答している。

さらに、申立期間③当時に、申立人が直接使用されていたとする使用責任者は、既に死亡している上、同時期に新規にA社へ入社したと考えられる従業員7人に照会し、回答のあった3人は、いずれも申立人を知らないと回答していることから、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、申立人には、昭和45年12月から47年4月までの期間、国民年金の保険料の納付記録が認められる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月1日から同年10月1日まで
② 昭和36年10月1日から37年12月30日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB研究所に勤務していた申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。結婚後両社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、結婚後にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職後の昭和39年5月22日であることが確認できる。

また、申立期間①当時の事業主は、既に死亡している上、当該期間に勤務していたと考えられる従業員の所在が把握できず供述が得られないことから、申立人の申立期間①におけるA社での在籍状況及び厚生年金保険の取扱状況について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①当時におけるA社の上司や同僚を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

加えて、申立期間①当時に夫が勤めていた当時の会社に係る事業所別被保険者名簿には、扶養者がいたことを示す印が確認でき、申立人も、健康保険について、「結婚後から夫の家族保険に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間②当時、B研究所においてデザイナーとして勤務していた旨申し立てており、従業員二人が申立人を記憶している旨供述していることから判断して、申立人は、勤務の期間は特定できないものの、申立期間②当時、同研究所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B研究所に係る事業所別被保険者名簿によると、同研究所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職後の昭和38年5月29日であることが確認できる。

また、申立期間②当時のB研究所の代表者は既に死亡している上、当時の経理担当者は連絡先が不明のため供述を得ることができないことから、申立人の申立期間②における同社での在籍状況及び厚生年金保険料の控除等の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、健康保険について、「結婚後から夫の家族保険に加入していた。」と供述しており、申立期間②当時に夫が勤めていた当時の会社に係る事業所別被保険者名簿には、扶養者がいたことを示す印が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。自分は同営業所にアルバイトとして採用され、勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社 C 支店にアルバイトとして勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい旨申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人は、上司及び同僚として 3 人の氏名を挙げているが、「ご迷惑がかかる」と申し訳ないので証言をお願いするのはご容赦願います。」と供述しており、これらの者から供述を得ることができないことから、申立人の申立期間当時における A 社 C 支店での勤務状況を確認することができない。

さらに、申立人は、在籍が確認できる資料として、A 社 C 支店の中で、申立期間当時撮影された、申立人と同僚 3 人が写っている写真を提出しているが、当該写真に写っている同僚 3 人の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人が申立期間当時に、A 社 C 支店に在籍していたことを確認することができない。

そこで、現在の B 社に、申立期間当時の A 社 C 支店の厚生年金保険の適用状況及び A 社（本社）における申立人の雇用の有無等について照会したところ、申立期間当時 A 社 C 支店は適用事業所では無かったと回答しており、加えて、A 社（本社）における申立人の雇用の事実があったかどうかは不明と回答している。

また、B 社は、申立期間当時、A 社（本社）の社会保険加入条件は、「正社員のみ年金加入手続を行っており、パート・契約・臨時の扱いの者については加入手続を行って

いなかった。」と回答している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立期間当時のA社（本社）の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間当時に申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の申立期間における同社での勤務の実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。